

令和5年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

# 風水害対策編



全編共通

修正後	修正前	修正理由
<a href="#">危機管理監</a> <a href="#">危機管理課</a> <a href="#">総務部</a> <a href="#">商工観光スポーツ部</a> <a href="#">人権共生課</a> <a href="#">行革デジタル推進課</a> <a href="#">環境課</a> <a href="#">高齢者介護課</a> <a href="#">子ども家庭支援課</a> <a href="#">高齢者介護課</a> <a href="#">観光課</a> <a href="#">維持管理課</a> <a href="#">建設整備課</a>	<a href="#">総務部長</a> <a href="#">総務部</a> <a href="#">財政部</a> <a href="#">商工観光部</a> <a href="#">人権男女共同参画課</a> <a href="#">情報統計課</a> <a href="#">廃棄物対策課</a> <a href="#">長寿福祉課</a> <a href="#">子ども支援課</a> <a href="#">介護保険課</a> <a href="#">観光交流促進課</a> <a href="#">監理課</a> <a href="#">建設課</a>	組織改編による修正

※震災対策編及びその他災害対策編も同様

風水害対策編 第1章 第2節

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</b></p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</b></p> <p>1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、<u>災害時</u>の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

修正後		修正前		修正理由																								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関する事。イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (<u>松本支社</u>安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ) ア 電気通信設備の保全に関する事。イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) ( <u>松本支社</u> 安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。	(略)	(略)	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。	(略)	(略)	(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。	(略)	(略)	<p>事業者の追加 事業者名の変更</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(略)	(略)																											
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> ) ア 電気通信設備の保全に関する事。イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。																											
(略)	(略)																											
(6) 中部電力パワーグリッド(株) ( <u>松本支社</u> 安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。																											
(略)	(略)																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(略)	(略)																											
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。																											
(略)	(略)																											
(6) 中部電力パワーグリッド(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。																											
(略)	(略)																											

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 風水害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。</u>また、山地災害の発生を防止するため、<u>森林の整備・保全を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 風水害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>山地治山、地すべり防止施設等</u>の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の<u>造成及び維持を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>風水害対策に係る組織体について追記</p>

(ア) 風水害に強いまちの形成

a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に関しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するように努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

b 市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

c 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

d 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

g 安曇野市防災広場等災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

(ア) 風水害に強いまちの形成

(新設)

a 市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

b 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとるものとする。

(新設)

(新設)

d 安曇野市防災広場等災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

(新設)

i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進。

(e) 浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

(k) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

(n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、

e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進。

(e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

(k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進  
特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

d 強風による落下物の防止対策を図る。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電

<p>電気、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電源供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p><u>f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする</u></p> <p><u>i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>b 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p><u>c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p> <p><u>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて</u></p>	<p>気、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電源供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、<u>風水害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>(新設)</p> <p><u>a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p> <p>(新設)</p>	
--	---	--



住民への周知を図るものとする。

e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村への通知

(j) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

(n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進

(g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村への通知

(j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

(n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

d 強風による落下物の防止対策を図る。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

i 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

j 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

k 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

(新設)

g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(新設)

の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

(略)

f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## エ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア)風水害に対する建築物等の安全性

a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

(略)

(新設)

f 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(新設)

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害発生直前活動</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p><u>(3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞用の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難受入れ活動計画」参照。</p> <p>(6) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国及び県は、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p><u>(8) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害発生直前活動</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難受入れ活動計画」参照。</p> <p>(5) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、<u>避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくいことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国及び県は、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>土砂災害に対する警戒避難体制の文言を追加</p>

修正後	修正前	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第3節 情報の収集・連絡体制計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p><u>(サ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 情報の収集・連絡体制計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等<u>災害時</u>における活動体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 主な取り組み</b> 1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b> (2) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局） (ウ) <u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</u>  イ 【県が実施する計画】（全部局） (オ) <u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</u>  2 組織の整備 (2) 実施計画 エ <u>【河川管理者が実施する計画】</u> <u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等<u>発災時</u>における活動体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 主な取り組み</b> 1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b> (2) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局） (ウ) <u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。  イ 【県が実施する計画】（全部局） (オ) <u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。  2 組織の整備 (2) 実施計画 <u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

る。

### 3 防災中枢機能等の確保

#### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### 5 業務継続性の確保

#### (1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市及び関係機関が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

##### イ 【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

### 3 防災中枢機能等の確保

#### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### 5 業務継続性の確保

#### (1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市及び関係機関が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

##### イ 【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第5節 広域相互応援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】（<u>危機管理課</u>、松本広域消防局）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(カ) 訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 広域相互応援計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】（<u>総務部</u>、松本広域消防局）</p> <p>(エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>(カ) 訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>制度名の変更に合わせて修正</p>



修正後				修正前				修正理由
<b>第6節 防災拠点整備計画</b>				<b>第6節 防災拠点整備計画</b>				
<b>第3 防衛拠点の機能</b>				<b>第3 防衛拠点の機能</b>				
2 集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点				2 集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点				
開設が必要とされる場合の集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点施設を次のとおり配置する。				開設が必要とされる場合の集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点施設を次のとおり配置する。				
地域	所在施設名	機能	対象施設	地域	所在施設名	機能	対象施設	
南東	南部総合公園 (機能追加)	市ヘリポート	芝生広場	南東	南部総合公園 (機能追加)	市ヘリポート	芝生広場	
		災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場ほか			災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場ほか	
		(計画) 物資集積拠点 避難所(700人以上)	総合体育館 ・アリーナほか			(計画) 物資集積拠点 避難所(700人以上)	総合体育館 ・アリーナほか	
		備蓄倉庫	・備蓄スペース			備蓄倉庫	・備蓄スペース	
南西	三郷文化公園	市ヘリポート	グラウンド	南西	三郷文化公園	市ヘリポート	グラウンド	
		災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広 場ほか			災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広 場ほか	
		避難所 (兼物資集積拠点)	体育館 メインアリーナ			避難所 (兼物資集積拠点)	体育館 メインアリーナ	
		避難所	柔剣道場			避難所	柔剣道場	
	備蓄倉庫	備蓄スペース	備蓄倉庫		備蓄スペース			
	三郷小学校	避難所 (兼物資集積拠点)	第2体育館		三郷小学校	避難所 (兼物資集積拠点)	第2体育館	
	堀金総合運動場	市ヘリポート	グラウンド		堀金総合運動場	市ヘリポート	グラウンド	
堀金多目的屋外運動場	物資集積拠点	常念ドーム	堀金多目的屋外運動場	物資集積拠点	常念ドーム			
北西	県民豊科運動広場	松本広域圏 拠点ヘリポート	グラウンド	北西	県民豊科運動広場	松本広域圏 拠点ヘリポート	グラウンド	
	穂高地域福祉センター	災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広 場ほか		穂高地域福祉センター	災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広 場ほか	
	牧運動場	市ヘリポート	グラウンド		牧運動場	市ヘリポート	グラウンド	
	牧体育館	物資集積拠点	体育館		牧体育館	物資集積拠点	体育館	
	<u>ハマキョウレックス安曇 野営業所物流センター</u>	<u>物資集積拠点</u>	<u>倉庫他</u>					

協定締結による追加

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備  <u>令和5</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車 <u>14</u> 台（略）</p> <p>(2) 実施計画  ウ 【関係機関が実施する計画】  (ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画  <u>水力発電</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備  (2) 実施計画  ウ 【関係機関が実施する計画】  (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン<u>の確保</u>に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備  (2) 実施計画  ア 【市が実施する計画】（<u>危機管理課</u>、保健医療部）  (ウ) <u>安曇野市</u>医師会、<u>安曇野市</u>歯科医師会、<u>安曇野市</u>薬剤師会、<u>長野県柔道整復師会及び長野県助産師会安曇野地区</u>と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備  <u>平成31</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車 <u>18</u> 台（略）</p> <p>(2) 実施計画  ウ 【関係機関が実施する計画】  (ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画  <u>電力</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備  (2) 実施計画  ウ 【関係機関が実施する計画】  (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備  (2) 実施計画  ア 【市が実施する計画】（<u>総務部</u>、保健医療部）  (ウ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p>	<p>時点修正</p> <p>文言の修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>組織名の訂正及び追加</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して<b>災害時</b>における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)</p> <p>エ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】</p> <p>住民は、<b>災害時</b>には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(<b>危機管理課</b>、都市建設部、農林部)</p> <p>(ス)(コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の<b>(セ)～(ツ)</b>の事項を実施するものとする。</p> <p>(タ) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>a 水防技能の習熟</p> <p>b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p><b>c 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</b></p> <p><b>(ツ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して<b>災害発生時</b>における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)</p> <p>エ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】</p> <p>住民は、<b>災害発生時</b>には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(<b>総務部</b>、都市建設部、農林部)</p> <p>(ス)(コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。</p> <p>(タ) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>a 水防技能の習熟</p> <p>b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p> <p>水防法および土砂法の改正により、市町村に新たな役割が生じたことによる修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、<b>災害時</b>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。                      このため、市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。                      近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、<b>災害時</b>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>                      1 要配慮者支援計画の作成                      (2) 実施計画                      【市が実施する計画】                      (7) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成                      地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。<u>また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u>  <u>市が、市地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。</u>                      ・<u>消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者(以下「避難支援等関係者」という。)</u>                      ・<u>避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</u>                      ・<u>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u>                      ・<u>名簿の更新に関する事項</u>                      ・<u>名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項</u>                      ・<u>要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u>                      ・<u>避難支援等関係者の安全確保</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、<b>災害発生時</b>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。                      このため、市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。                      近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、<b>災害発生時</b>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>                      1 要配慮者支援計画の作成                      (2) 実施計画                      【市が実施する計画】                      (7) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成                      地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</u></p> <p><u>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u></p> <p>(エ) 避難支援等関係者となる者</p> <p>松本広域消防局、長野県警察、安曇野市消防団、民生委員(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会、市内各区及び市内各自主防災組織を避難支援等関係者とする。</p> <p>(オ) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>在宅の要配慮者のうち、単身で生活している65歳以上の高齢者、75歳以上の者のみで生活している世帯の者、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、要介護度3～5の認定を受けている者及び市長が特に支援の必要があると認める者を名簿に記載するものとする。</p> <p>(カ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由及び避難支援に必要な事項を記載する。名簿の作成に必要な個人情報は、当市関係部署、長野県関係部署及び名簿に記載された本人から入手する。</p> <p>(キ) 名簿の更新に関する事項</p> <p>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の状況把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行う。</p> <p>(ク) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p><u>市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人の同意を得ること</u></p>	<p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ウ) 避難支援等関係者となる者</p> <p>松本広域消防局、長野県警察、安曇野市消防団、民生委員(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会、市内各区及び市内各自主防災組織を避難支援等関係者とする。</p> <p>(エ) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>在宅の要配慮者のうち、単身で生活している65歳以上の高齢者、75歳以上の者のみで生活している世帯の者、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、要介護度3～5の認定を受けている者及び市長が特に支援の必要があると認める者を名簿に記載するものとする。</p> <p>(オ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由及び避難支援に必要な事項を記載する。名簿の作成に必要な個人情報は、当市関係部署、長野県関係部署及び名簿に記載された本人から入手する。</p> <p>(カ) 名簿の更新に関する事項</p> <p>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の状況把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	------------------------

により、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(ケ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる事項

- (コ) 要配慮者支援計画の作成
- (ク) 要配慮者が円滑に避難するための配慮
- (ク) 避難支援等関係者の安全確保
- (ク) 避難行動要支援者の移送計画
- (セ) 個別避難計画の事前提供

市は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(リ) 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(リ) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 2 在宅者対策

### (2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

(ア) 指定避難所の整備

市及び県は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(キ) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(ク) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる事項

- (ケ) 要配慮者支援計画の作成
- (コ) 要配慮者が円滑に避難するための配慮
- (ク) 避難支援等関係者の安全確保
- (シ) 避難行動要支援者の移送計画

(新設)

(新設)

(新設)

## 2 在宅者対策

### (2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

(ア) 指定避難所の整備

市及び県は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、

<p>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>市及び県は、<u>災害時</u>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、<u>災害時</u>に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び県が実施する計画】</p> <p>(ク) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難 訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、<u>災害発生時</u>において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、<u>災害発生時</u>に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び県が実施する計画】</p> <p>(ク) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難 訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<b>災害時</b>の迅速な運用に備える。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、<b>災害時</b>は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>管内の輸送事業者と連絡を密にし、<b>災害時</b>の協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>4 緊急通行車両の事前確認事務</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p><b>災害時</b>の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、<b>発災時</b>の迅速な運用に備える。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、<b>災害発生時</b>は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>管内の輸送事業者と連絡を密にし、<b>発災時</b>の協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>4 緊急通行車両の事前確認事務</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】（警察本部）</p> <p><b>発災時</b>の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第11節 障害物の処理計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>ウ <u>災害時</u>に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。 (建設部)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 障害物の処理計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>ウ <u>災害発生時</u>に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。 (建設部)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の作成等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市（<u>危機管理課</u>、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(オ) 市及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u></p> <p><u>また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市及び県は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>イ【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車による周知</li> <li>○ 避難誘導員による現地広報</li> <li>○ 住民組織を通じた広報</li> </ul> <p>なお市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保を講ず</u>べきことにも留意する。</p> <p>エ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難の受入活動計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 避難計画の作成等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市（<u>総務部</u>、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報車による周知</li> <li>○ 避難誘導員による現地広報</li> <li>○ 住民組織を通じた広報</li> </ul> <p>なお市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措施をとる</u>べきことにも留意する。</p> <p>エ【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・</p>	<p>組織改編による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、<u>大塚製薬株式会社</u>との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・<u>健康福祉部</u>・農政部)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (<u>危機管理課</u>、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部)</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>避難者</u>が避難生活を送るため<u>に必要十分な</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p><u>(コ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(ア)</u> 指定避難所については、<u>避難者</u>を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p>	<p>長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (<u>総務部</u>、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部)</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び<u>被災者</u>が避難生活を送るため<u>の</u>指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p>	<p>協定締結事業者を反映</p> <p>組織改編による修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	--

<p>(イ) <u>指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p>(エ) <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(オ) <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p>(カ) <u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(キ) <u>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p>(ク) <u>市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</u></p> <p>(ケ) <u>指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u>  <u>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</u></p> <p>(コ) <u>避難所の感染症対策については、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>  <u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>(サ) <u>指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等</u></p>	<p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) <u>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p>(エ) <u>市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</u></p> <p>(オ) <u>指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u>  <u>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</u>  <u>また、避難所の感染症対策については、感染者患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(移設)</p> <p>(カ) <u>指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式</u></p>	
---	--	--

<p>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(シ) テレビ、携帯ラジオ等<u>避難者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>(以下「<u>段ボールベッド等</u>」という。)、<u>パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資<u>や感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和4年3月</u>改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ト) 指定避難所については、他の市町からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(ナ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>(キ) テレビ、携帯ラジオ等<u>被災者</u>による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(カ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。</p> <p>(シ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(<u>令和2年7月</u>改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(ソ) 指定避難所については、他の市町からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(チ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>県避難所運営マニュアル策定指針の改定による修正</p>
--	--	--------------------------------

<p>(<del>ス</del>) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) <u>市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)</u>について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、<u>良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。</u>(危機管理部)</p> <p>(イ) <u>県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。</u>(<u>県有施設管理部局</u>)</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。<u>(県有施設管理部局)</u></p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。<u>(県有施設管理部局)</u></p> <p><u>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</u></p>	<p>(ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(<u>県有施設管理部局</u>)</p> <p>(ア) 「避難所マニュアル策定指針」(<u>平成24年3月長野県危機管理部</u>)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。(危機管理部)</p> <p>(イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p> <p>(エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(<u>公社</u>)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。(危機管理部、建設部)</p> <p>    b (<u>社</u>)プレハブ建築協会、(<u>一社</u>)<u>全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(<u>一社</u>)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(危機管理部、建設部)</p> <p>    b (<u>社</u>)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。</p>	<p>正式な団体名称へ変更</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化</p> <p>今年度締結した協定者を反映</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第13節 孤立防止対策</p> <p>4 自主防災組織の育成            (2) 実施計画                ア 【市が実施する計画】(危機管理課)                    (イ) <u>災害時</u>の活動要領について、松本広域消防局と連携し、教育指導を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 孤立防止対策</p> <p>4 自主防災組織の育成            (2) 実施計画                ア 【市が実施する計画】(総務部)                    (イ) <u>災害発生時</u>の活動要領について、松本広域消防局と連携し、教育指導を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第15節 給水計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和5年4月1日現在、市内の上水道施設は、45箇所（41,260 m<sup>3</sup>）の配水池があり、そのうち緊急遮断弁が設置されているのは、15箇所（31,290 m<sup>3</sup>）である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 給水計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年4月1日現在、市内の上水道施設は、45箇所（41,260 m<sup>3</sup>）の配水池があり、そのうち緊急遮断弁が設置されているのは、15箇所（31,290 m<sup>3</sup>）である。</p> <p>配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p>	<p>時点修正</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害時</u>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>                  2 生活必需品の供給体制の整備                  (2) 実施計画                  イ 【県が実施する計画】                  (7) <u>協定締結先と災害時を想定した、連絡方法を調整する。</u>(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害発生時</u>には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>                  2 生活必需品の供給体制の整備                  (2) 実施計画                  イ 【県が実施する計画】                  (7) 協定の締結先と<u>災害発生時</u>を想定した、連絡方法を調整する。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)</p>	<p>域防災計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<b>災害時</b>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>2 火薬類施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。</p> <p>(a) 自主保安体制の整備</p> <p><b>災害時</b>における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市内には、高圧ガス貯蔵施設、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。</p> <p>また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。</p> <p><b>災害時</b>の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 規制及び指導の強化</p> <p>b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<b>風水害発生時</b>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>2 火薬類施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。</p> <p>(a) 自主保安体制の整備</p> <p><b>風水害等の発生時</b>における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市内には、高圧ガス貯蔵施設、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。</p> <p>また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。</p> <p><b>災害発生時</b>の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>ある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県では、県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。</p> <p>また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。</p> <p>なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、<b>災害時</b>に備えて常時備蓄している。</p> <p>また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、<b>危機管理課</b>、松本広域消防局）</p> <p>(ア) <b>災害時</b>における住民等の避難誘導について、警察署と調整する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、<b>災害時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>7 石綿使用建築物等災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、<b>災害時</b>において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、<b>災害時</b>の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。</p>	<p>がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県では、県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。</p> <p>また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。</p> <p>なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、<b>災害発生時</b>に備えて常時備蓄している。</p> <p>また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、<b>総務部</b>、松本広域消防局）</p> <p>(ア) <b>災害発生時</b>における住民等の避難誘導について、警察署と調整する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 警察本部が実施する計画</p> <p>毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、<b>災害発生時</b>における住民の避難誘導方法等について指導する。</p> <p>7 石綿使用建築物等災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、<b>災害発生時</b>において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、<b>災害発生時</b>の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。</p>	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第18節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p><u>水力発電</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 電気施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 東京電力リニューアブルパワー株式会社が実施する計画</p> <p><u>電力</u>設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。</p>	<p>文言の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第 21 節 下水道施設災害予防計画</b></p> <p>3 緊急連絡体制の整備                      (1) 現状及び課題  <u>災害時</u>において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。                      また、復旧体制については、市及び県は、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 21 節 下水道施設災害予防計画</b></p> <p>3 緊急連絡体制の整備                      (1) 現状及び課題  <u>災害発生時</u>において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。                      また、復旧体制については、市及び県は、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第22節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u>が実施する計画】</p> <p>5 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している<u>ほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保っている。</u></p> <p>無線多重回線については、2ルート化<u>及びグループ化</u>を完了し、信頼性の向上を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの<u>効果的な運用を推進する。</u></p> <p>ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信<u>設備</u>の整備を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第22節 通信・放送施設災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が実施する計画】</p> <p>5 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物上階に設置している。無線多重回線については、<u>平成5年度に2ルート化の工事</u>を完了し、信頼性の向上を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの<u>整備を行う。</u></p> <p>ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信<u>固定局</u>の整備を行う。</p>	<p>事業者等の追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第24節 災害広報計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害時</u>に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害時</u>には、被災者及び住民等からの問い合わせ、せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害時</u>には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(<u>危機管理課</u>)</p> <p>(イ) <u>災害時</u>に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)</p> <p>(イ) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、<u>災害時</u>に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第24節 災害広報計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害発生時</u>に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p><b>3 計画の内容</b></p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害発生時</u>には、被災者及び住民等からの問い合わせ、せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害発生時</u>には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることを予想される。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(<u>総務部</u>)</p> <p>(イ) <u>災害発生時</u>に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)</p> <p>(イ) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、<u>災害発生時</u>に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第27節 建築物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>また、建造物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(教育部)</p> <p>市教育部は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</u></p> <p><u>(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第27節 建築物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>また、建造物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(教育部)</p> <p>市教育部は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する計画】</p> <p>防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に係る対策について整理</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は <b>353.4 km</b>である。構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)並びに地方整備局は、日常から施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は <b>331.4 km</b>である。構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)並びに地方整備局は、日常から施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)</p>	<p>数値の時点更新</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第30節 ため池災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      市内には6箇所と数は少ないが、農業用ため池が存在している。                      下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。                      このため、適切な維持管理や監視体制について<u>ため池管理者を</u>指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については<u>防災</u>工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p><b>1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</b>                      ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><b>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</b>  <u>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、</u>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</p> <p><b>3 豪雨に対する対策</b>  <u>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</u></p> <p><b>2 実施計画</b></p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)                      ウ 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。                      エ <u>ため池</u>ハザードマップを作成し、住民に<u>周知する</u>。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(農政部)                      イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次<u>防災</u>工事を実施する。                      ウ 市町村が<u>実施するため池</u>ハザードマップ作成を支援する。  <u>エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。</u></p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】                      ア <u>ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。</u>                      イ <u>ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 ため池災害予防計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      市内には7箇所と数は少ないが、農業用ため池が存在している。                      下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。                      このため、適切な維持管理や監視体制について<u>施設管理者に</u>指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については<u>補強</u>工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p><b>第2 主な取組み</b>                      決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「<u>防災重点農業用ため池</u>」について、優先して対策に取り組む。</p> <p><b>(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</b>                      ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p><b>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</b>                      農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。  <u>また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。</u>  <u>(新設)</u></p> <p><b>2 実施計画</b></p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)                      ウ 豪雨の<u>発生</u>が予想される場合には、事前に<u>巡回</u>点検を実施する。                      エ ハザードマップを作成し、住民<u>への周知を図る</u>。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(農政部)                      イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次<u>補強</u>工事を実施する。                      ウ 市町村が<u>行う</u>ハザードマップ作成<u>に対して、</u>支援する。  <u>(新設)</u></p> <p>(3) 【関係機関が実施する計画】                      ア <u>管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。</u>                      イ <u>適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。</u></p>	<p>数値の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>記号・文言の修正</p> <p>「豪雨に対する対策」の追記</p> <p>文言の修正</p> <p>研修会開催の追記</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第31節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <p><u>d 畜産</u></p> <p><u>(a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。</u></p> <p><u>(b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるように、地域又は経営毎に非常電源を準備する。</u></p> <p><u>(c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。</u></p> <p><u>e 水産物</u></p> <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第31節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d 水産物</u></p> <p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p>	<p>畜産の記載がないため追加</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第32節 二次災害の予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p style="padding-left: 20px;">[危険物関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">消防法に定める危険物施設における<b>災害時</b>の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。</p> <p style="padding-left: 20px;">[高圧ガス関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における<b>災害時</b>の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[液化石油ガス関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する計画】</p> <p style="padding-left: 60px;"><b>災害時</b>に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第32節 二次災害の予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p style="padding-left: 20px;">[危険物関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">消防法に定める危険物施設における<b>災害発生時</b>の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。</p> <p style="padding-left: 20px;">[高圧ガス関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における<b>災害発生時</b>の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[液化石油ガス関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">イ【(一社)長野県LPガス協会が実施する計画】</p> <p style="padding-left: 60px;"><b>災害発生時</b>に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、<u>災害時</u>に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項の啓蒙活動を行うとともに、防災知識の普及を図る。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味や内容</p> <p>d 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動</p> <p><u>e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p><u>f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>i 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</u></p> <p><u>j 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>k 地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、<u>災害発生時</u>に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項の啓蒙活動を行うとともに、防災知識の普及を図る。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p> <p>c 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味や内容</p> <p>d 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</u></p> <p><u>f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</u></p> <p><u>g 地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p><u>l</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>m</u> 正確な情報入手の方法</p> <p><u>n</u> 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>o</u> 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>p</u> <u>指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</u></p> <p><u>q</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>r</u> 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>s</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>t</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p><u>u</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>v</u> 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>w</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p><u>x</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>y</u> 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。  (a) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識  (b) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・<u>大規模広域避難</u>等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p><u>(ス) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(セ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア) a～<u>y</u>の事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホー</p>	<p><u>h</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>i</u> 正確な情報入手の方法</p> <p><u>j</u> 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>k</u> 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>l</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>m</u> 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>n</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p><u>o</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。</p> <p><u>p</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>q</u> 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>r</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p><u>s</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>t</u> 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。  (a) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識  (b) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア) a～<u>s</u>の事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホー</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	---	------------------------

<p>ムページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。</p> <p>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等の</u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・<u>大規模広域避難</u>に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>(カ) <u>国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(シ) <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>カ 【住民等が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>災害</u>時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）</p> <p>キ 【企業等が実施する計画】</p> <p>企業等においても、<u>災害時</u>に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>災害</u>時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（全部局）</p> <p>市が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害</u>時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して<u>災害</u>時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、<u>災害</u>時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。</p>	<p>ムページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。</p> <p>(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止<u>等</u>に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>カ 【住民等が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>発災</u>時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）</p> <p>キ 【企業等が実施する計画】</p> <p>企業等においても、<u>災害発生時</u>に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>発災</u>時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（全部局）</p> <p>市が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災</u>時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して<u>発災</u>時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】</p> <p>防災上重要な施設の管理者等は、<u>発災</u>時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>
--	---	------------------------

<p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで</u>、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】（市：<u>危機管理課</u>、教育部、県：県民文化部、教育委員会）</p> <p><u>(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p>	<p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】（市：<u>危機管理課</u>、教育部、県：県民文化部、教育委員会）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</u></p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</u></p>	
--	---	--



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第34節 防災訓練計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<b>災害時</b>に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。  また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。  市、県、防災関係機関は、<b>災害時</b>における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>  2 実践的な訓練の実施と事後評価  (2) 実施計画  ア 【市及び訓練の実施機関が実施する計画】（総務部）  (ア) 実践的な訓練の実施  a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、<b>災害時</b>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとするまた、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。  <u>d 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第34節 防災訓練計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<b>災害発生時</b>に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。  また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。  市、県、防災関係機関は、<b>災害発生時</b>における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><b>第3 計画の内容</b>  2 実践的な訓練の実施と事後評価  (2) 実施計画  ア 【市及び訓練の実施機関が実施する計画】（総務部）  (ア) 実践的な訓練の実施  a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、<b>発災時</b>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとするまた、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。  <u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害時</u>に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題                      市内における令和5年4月1日現在の組織数は<u>90(83区7団体)</u>であり、組織率は100%である。組織化されていても十分な活動ができていない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が、今後の課題である。</p> <p>4 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害時</u>に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。                      加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。</p> <p>5 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題                      地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、<u>災害時</u>に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画                      【市が実施する計画】(危機管理課)                      イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<u>災害時</u>に機能する組織作りを推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第36節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害発生時</u>に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題                      市内における平成31年4月1日現在の組織数は<u>95(83区12団体)</u>であり、組織率は100%である。組織化されていても十分な活動ができていない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が、今後の課題である。</p> <p>4 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題  <u>災害発生時</u>に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。                      加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</p> <p>5 各防災組織相互の協調</p> <p>(1) 現状及び課題                      地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、<u>発災時</u>に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画                      【市が実施する計画】(総務部)                      イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<u>発災時</u>に機能する組織作りを推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第37節 企業防災に関する計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【企業が実施する計画】</p> <p>カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第37節 企業防災に関する計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【企業が実施する計画】</p> <p>カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施, 時差出勤, 計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第38節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】</p> <p>イ <u>防災ボランティアの活動環境として</u>、行政・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための</u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第38節 ボランティア活動の環境整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】</p> <p>イ 行政・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<b>災害時</b>の防災環境づくりに努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光<b>スポーツ</b>部、県：観光部）</p> <p>観光地での<b>災害時</b>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<b>災害発生時</b>の防災環境づくりに努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光部、県：観光部）</p> <p>観光地での<b>災害発生時</b>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第42節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>第3 計画の内容                      (2) 実施計画                      ア【市が実施する計画】                      地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。                      また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。  <u>なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第42節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>第3 計画の内容                      (2) 実施計画                      ア【市が実施する計画】                      地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。                      また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【市が実施する対策】</p> <p>県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、<u>速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。</u></p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、<u>事前に砂防課から市町村へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への<u>着信確認</u>を行う。</u></p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(エ) 避難指示等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>(オ) 災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</u></p> <p><u>(カ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(ア) 【市が実施する対策】</p> <p>県から土砂災害警戒情報発表・<u>解除</u>の通知を受けたときは、<u>その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・<u>解除した際は、</u>衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への<u>電話連絡</u>を行う。</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(全部局、松本広域消防局)</p> <p><u>(エ) 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする</u></p> <p><u>(オ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>(カ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</u></p> <p><u>(キ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</u></p>	<p>避難情報発令を具体化</p> <p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

(キ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

(ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

(ケ) 避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(コ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(カ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(シ) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉

避難所として開設するよう努めるものとする。

(ス) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

#### 第4 警報等の種類及び発表基準

##### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

###### (1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

###### 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

###### 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意	概要
------------	----

(ク) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

(ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

(コ) 避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(カ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

#### 第4 警報等の種類及び発表基準

##### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

###### (1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

###### 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害の起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が起こるおそれがあるとき、その旨を注意して行う予報

###### 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意	概要
------------	----



報の種類		
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

【大雨特別警報（浸水害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

報の種類		
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

【大雨特別警報（浸水害）】

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）危険度分布で5段階のうち最大の危険度（イの場合は、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布）が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(削除)

【大雨特別警報（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

(略)

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値（令和5年11月1日現在）

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
松本	57	78
大町	115	117

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

雨に関する安曇野市の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日）

種類	48時間の降水量	3時間の降水量	土壌雨量指数
50年に一度の値	268mm	80mm	17.4

注1 「50年に一度の値」欄の値は、安曇野市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったもの

注2 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3 特別警報は、県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

【大雨特別警報（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

(略)

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値（令和3年10月28日現在）

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
松本	58	78
大町	117	117

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

項目削除

文言訂正

警報・注意報発表基準一覧表  
略

令和5年6月8日現在

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>指示</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

警報・注意報発表基準一覧表  
略

令和2年8月6日現在

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>情報</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

文言訂正

4 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大</u> <u>河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危</u>

4 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

土砂災害警戒情報発表時の着信確認を明確化

文言訂正

危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示(警戒レベル4)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(安曇野市は長野県中部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示(警戒レベル4)の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

ただし、別表6にある5市については分割して発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現したときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

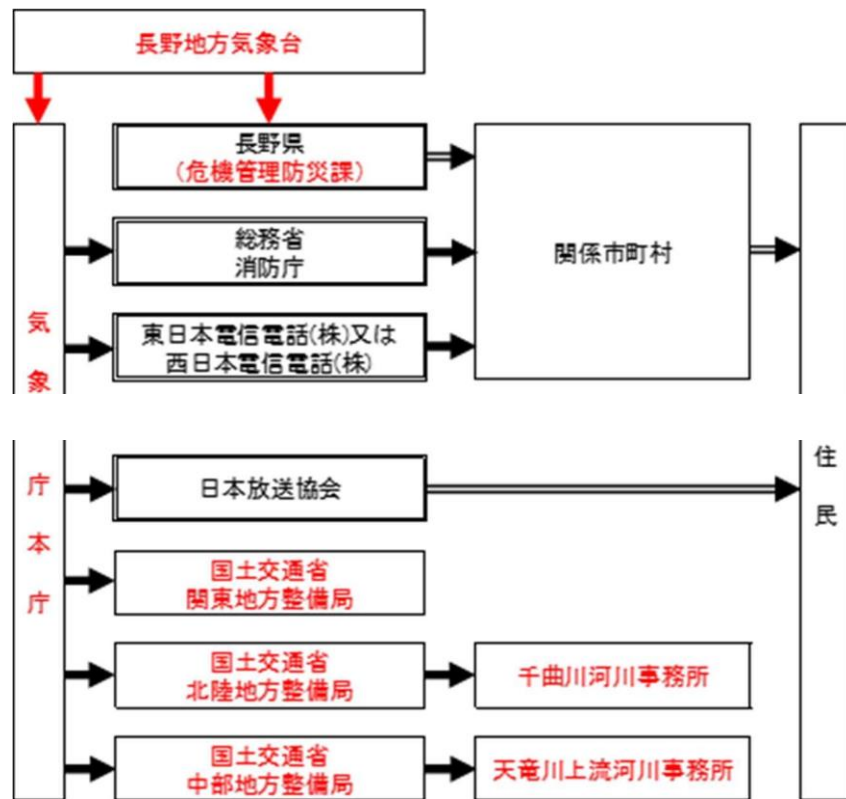
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(安曇野市は長野県中部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

おそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



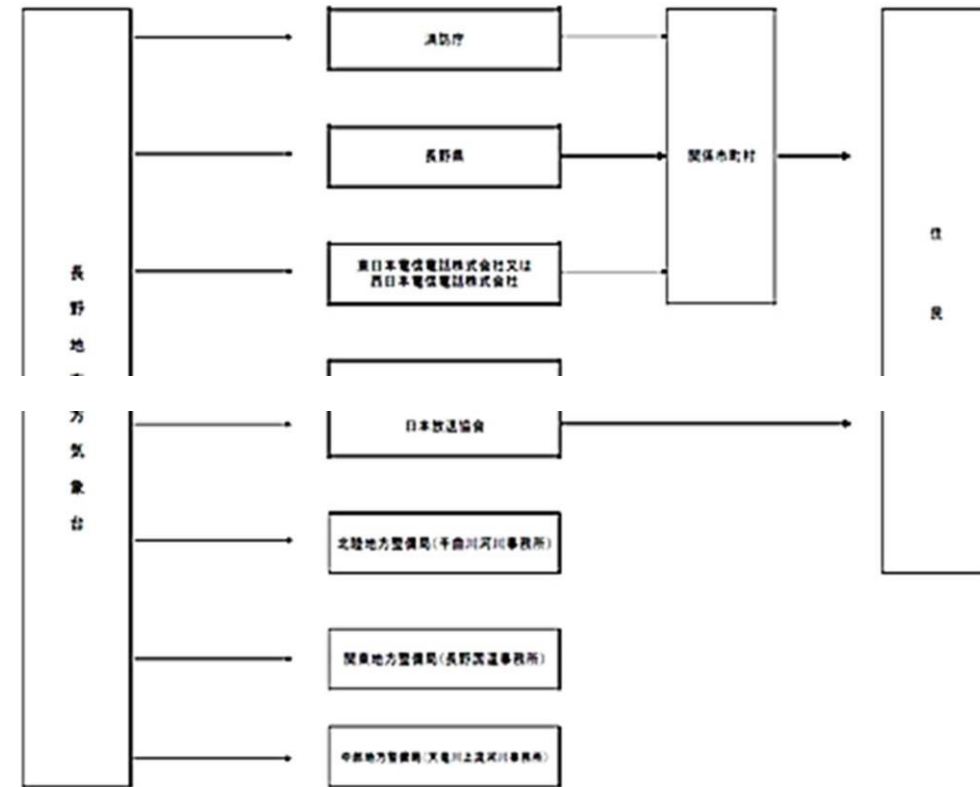
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

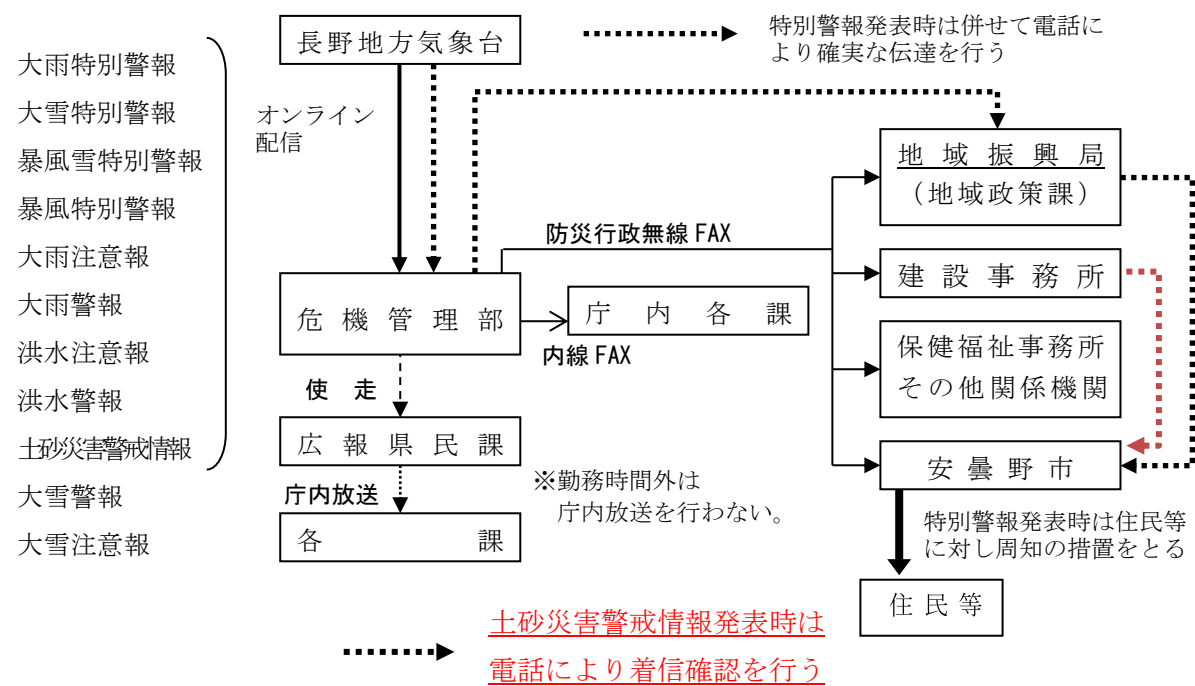
(1) 系統図



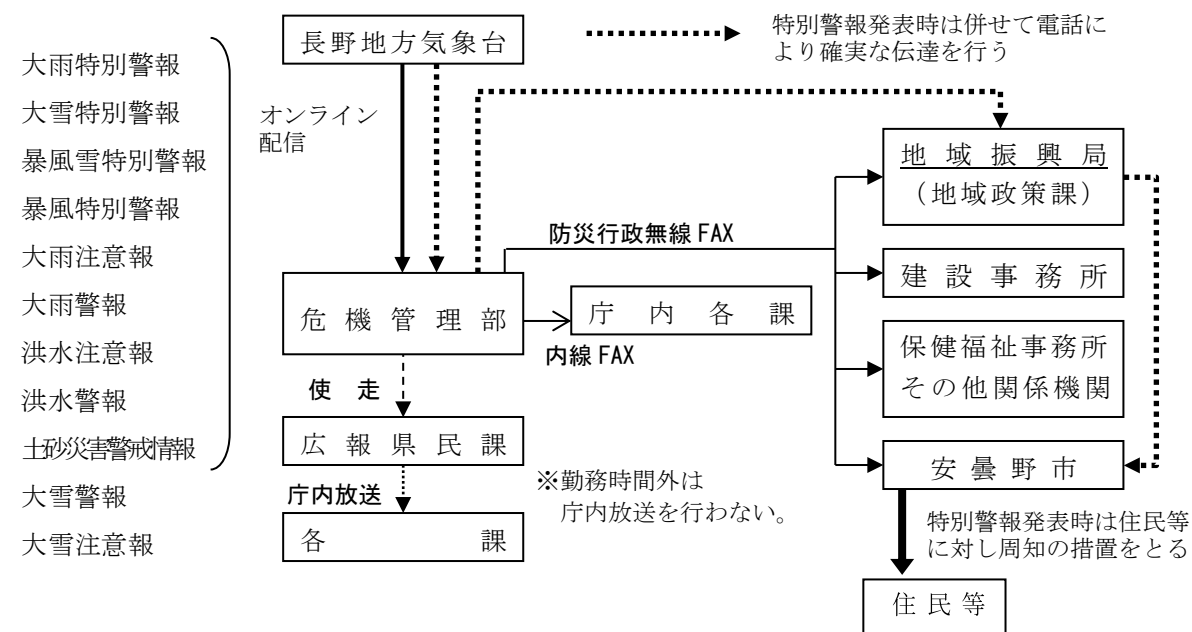
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(3) 伝達系統図



(3) 伝達系統図



修正後	修正前	修正理由																																																																		
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 (略)</p> <p>松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求め、この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。</p> <p><u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 (略)</p> <p>松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求め、この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める <u>(新設)</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に合わせて修正</p>																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市 (<u>危機管理課</u>)</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市 (<u>危機管理課</u>)、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況</td> <td>市 (<u>危機管理課</u>)、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>市 (福祉部)、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市 (農林部)</td> <td>松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市 (農林部)</td> <td>松本地域振興局、土地改良区、水利組合</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署</td> <td>松本森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市 (都市建設部)、安曇野建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市 (都市建設部)</td> <td>安曇野建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市 ( <u>危機管理課</u> )	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市 ( <u>危機管理課</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <u>危機管理課</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局	社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合	農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所		都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市 (<u>総務部</u>)</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市 (<u>総務部、財政部</u>)、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況</td> <td>市 (<u>総務部</u>)、松本広域消防局</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>市 (福祉部)、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市 (農林部)</td> <td>松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市 (農林部)</td> <td>松本地域振興局、土地改良区、水利組合</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署</td> <td>松本森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>市 (都市建設部)、安曇野建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市 (都市建設部)</td> <td>安曇野建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市 ( <u>総務部</u> )	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市 ( <u>総務部、財政部</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <u>総務部</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局	社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合	農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合	林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合	公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所		都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所	<p>安曇野市組織改編による修正</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																																																		
概況速報	市 ( <u>危機管理課</u> )	県関係現地機関																																																																		
人的及び住家の被害	市 ( <u>危機管理課</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																		
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <u>危機管理課</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																		
社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																		
農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合																																																																		
農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合																																																																		
林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合																																																																		
公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関																																																																			
土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所																																																																			
都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所																																																																		
調査事項	調査機関	協力機関																																																																		
概況速報	市 ( <u>総務部</u> )	県関係現地機関																																																																		
人的及び住家の被害	市 ( <u>総務部、財政部</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																		
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保状況	市 ( <u>総務部</u> )、松本広域消防局	松本地域振興局																																																																		
社会福祉施設被害	市 (福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																		
農・畜・養蚕・水産業被害	市 (農林部)	松本農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合・森林組合																																																																		
農地・農業用施設被害	市 (農林部)	松本地域振興局、土地改良区、水利組合																																																																		
林業関係被害	市 (農林部)、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合																																																																		
公共土木施設被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関																																																																			
土砂災害等による被害	市 (都市建設部)、安曇野建設事務所																																																																			
都市施設被害	市 (都市建設部)	安曇野建設事務所																																																																		



水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部・施設管理者）	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光 <u>スポーツ</u> 部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光 <u>スポーツ</u> 部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	<u>中信教育事務所</u>
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（ <u>総務部</u> ）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（ <u>危機管理課</u> ）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

4 災害情報の収集・連絡系統

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(イ) 【県（本庁）が実施する事項】

e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。

f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。

g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害

水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部・施設管理者）	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	<u>松本教育事務所</u>
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（ <u>財政部</u> ）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（ <u>総務部</u> ）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

4 災害情報の収集・連絡系統

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(イ) 【県（本庁）が実施する事項】

（新設）

e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。

f 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして

情報等の把握に努める。

j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) 【県現地機関等が実施する事項】

c 把握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理(・環境・)課及び県(本庁)の主管課に報告又は連絡する。

(略)

5 通信手段の確保

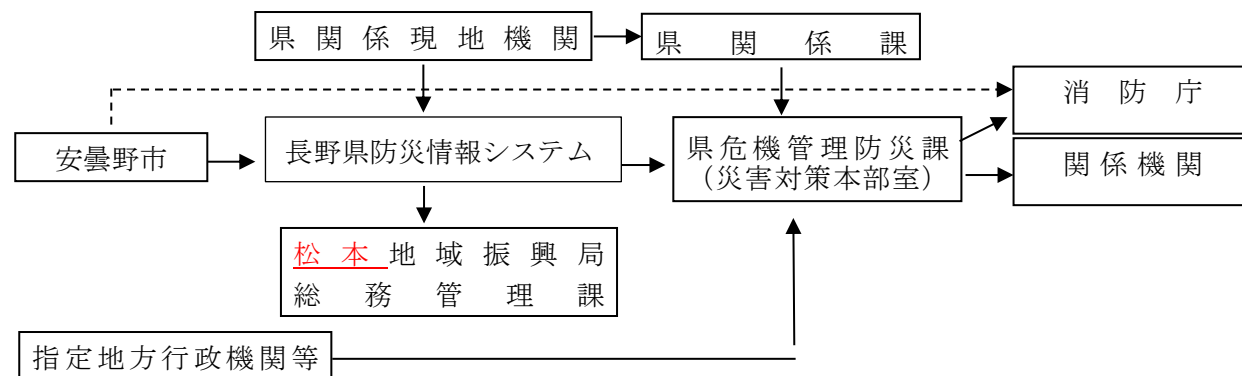
(2) 【県が実施する事項】

カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(危機管理部、警察本部)

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

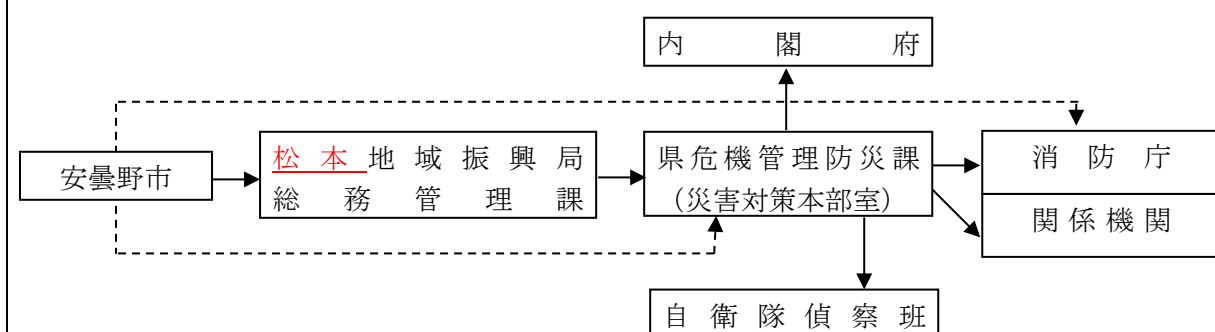
(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

(表21の3))

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



災害情報等の把握に努める。

(新設)

(ウ) 【県現地機関等が実施する事項】

c 把握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県(本庁)の主管課に報告又は連絡する。

(略)

5 通信手段の確保

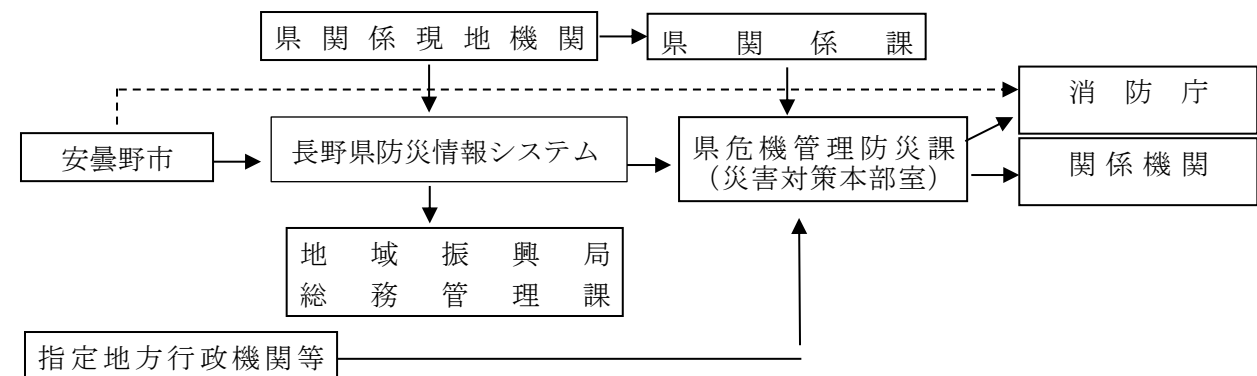
(2) 【県が実施する事項】

カ 県(警察)有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

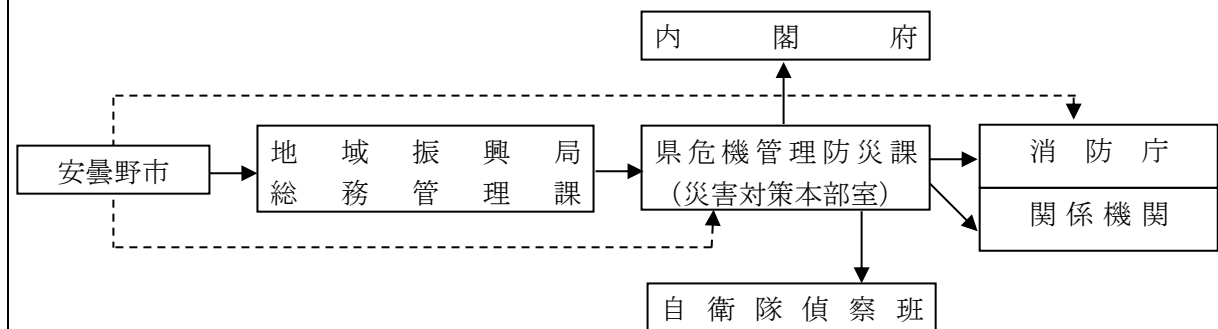
(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

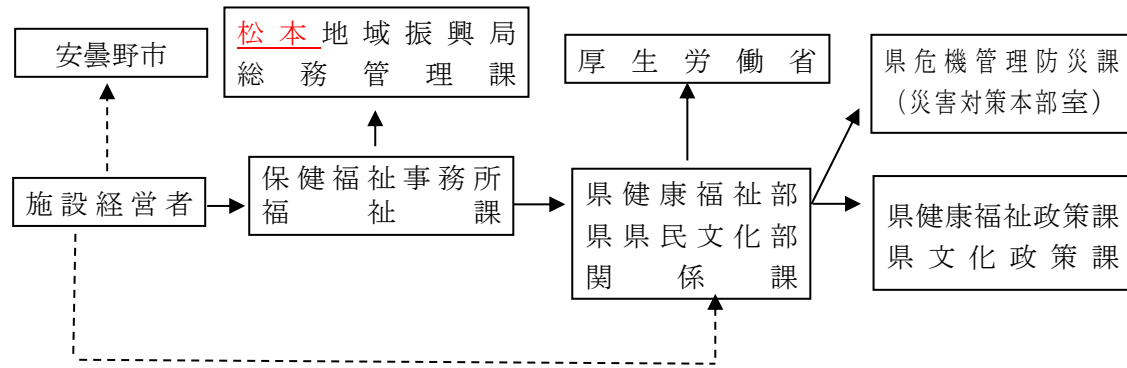
(表21の3))

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



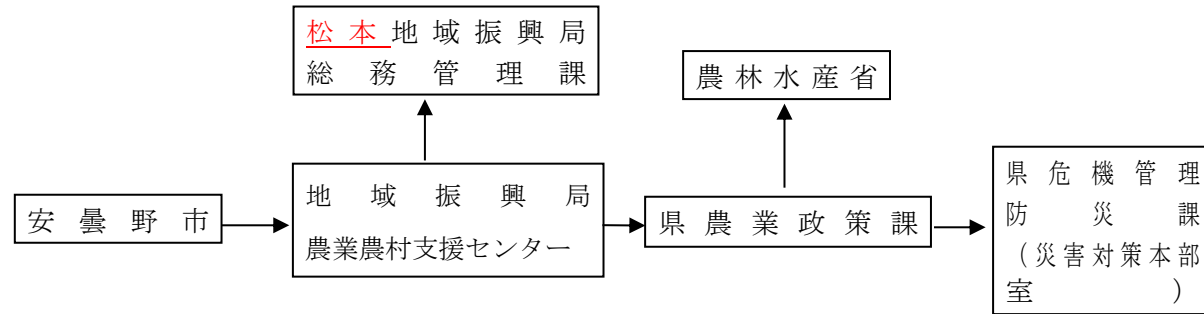
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

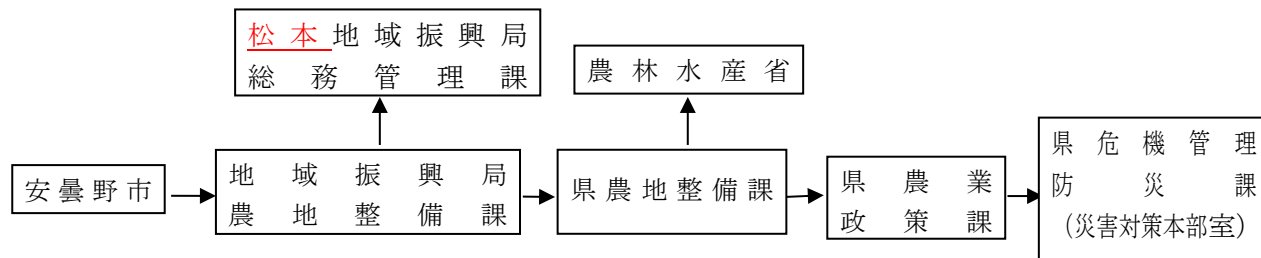


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 (県指定)

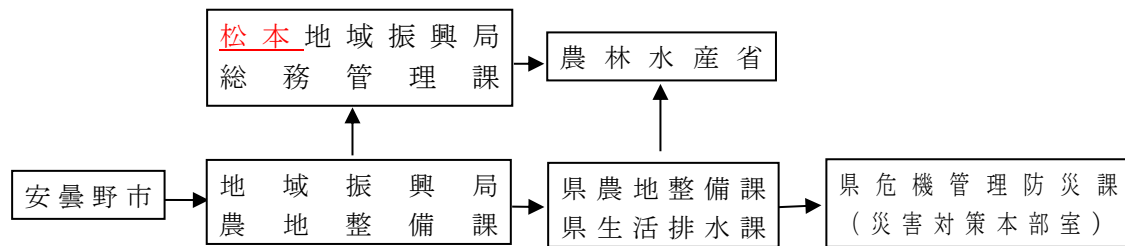
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

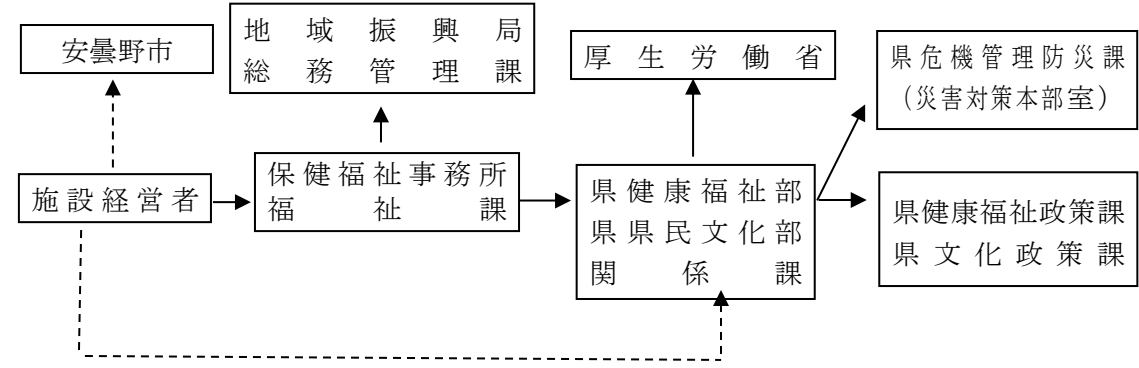


ウ 農業集落排水施設被害状況報告



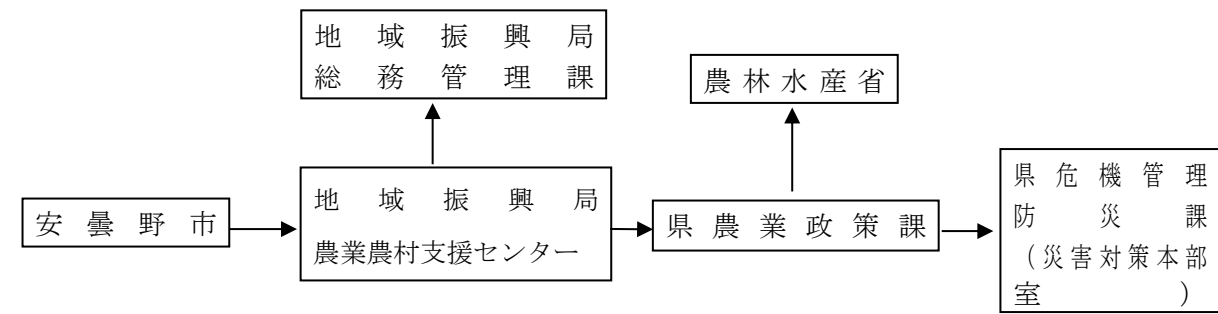
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

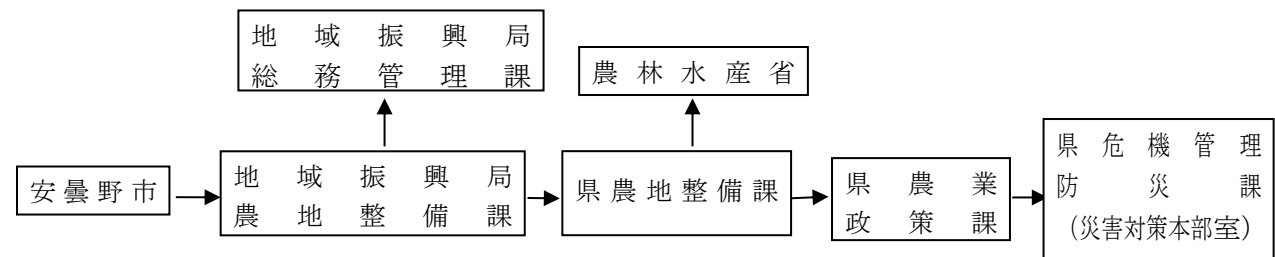


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 (県指定)

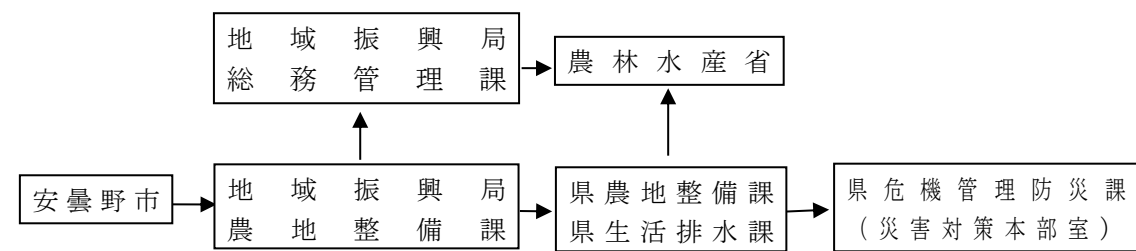
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

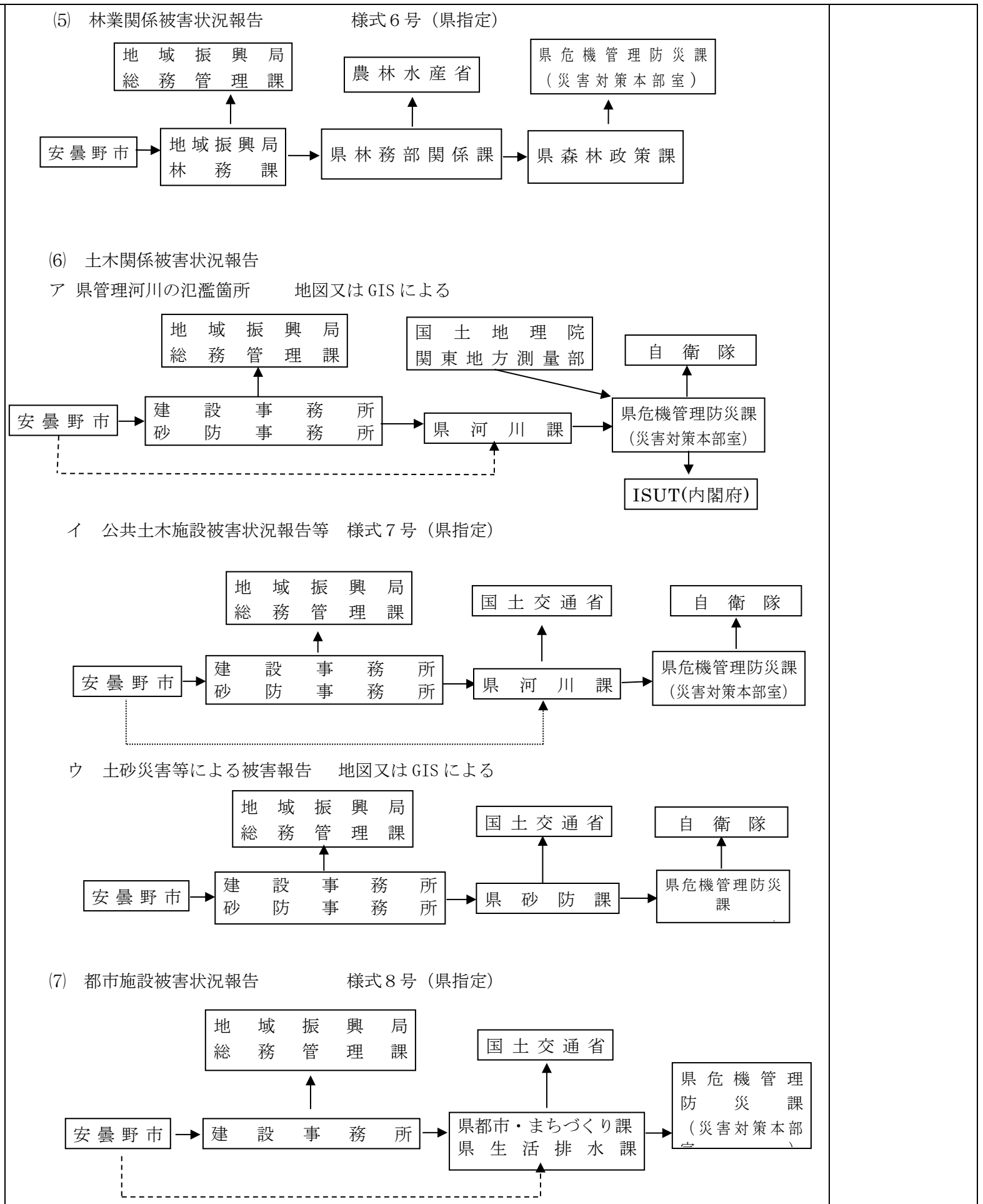
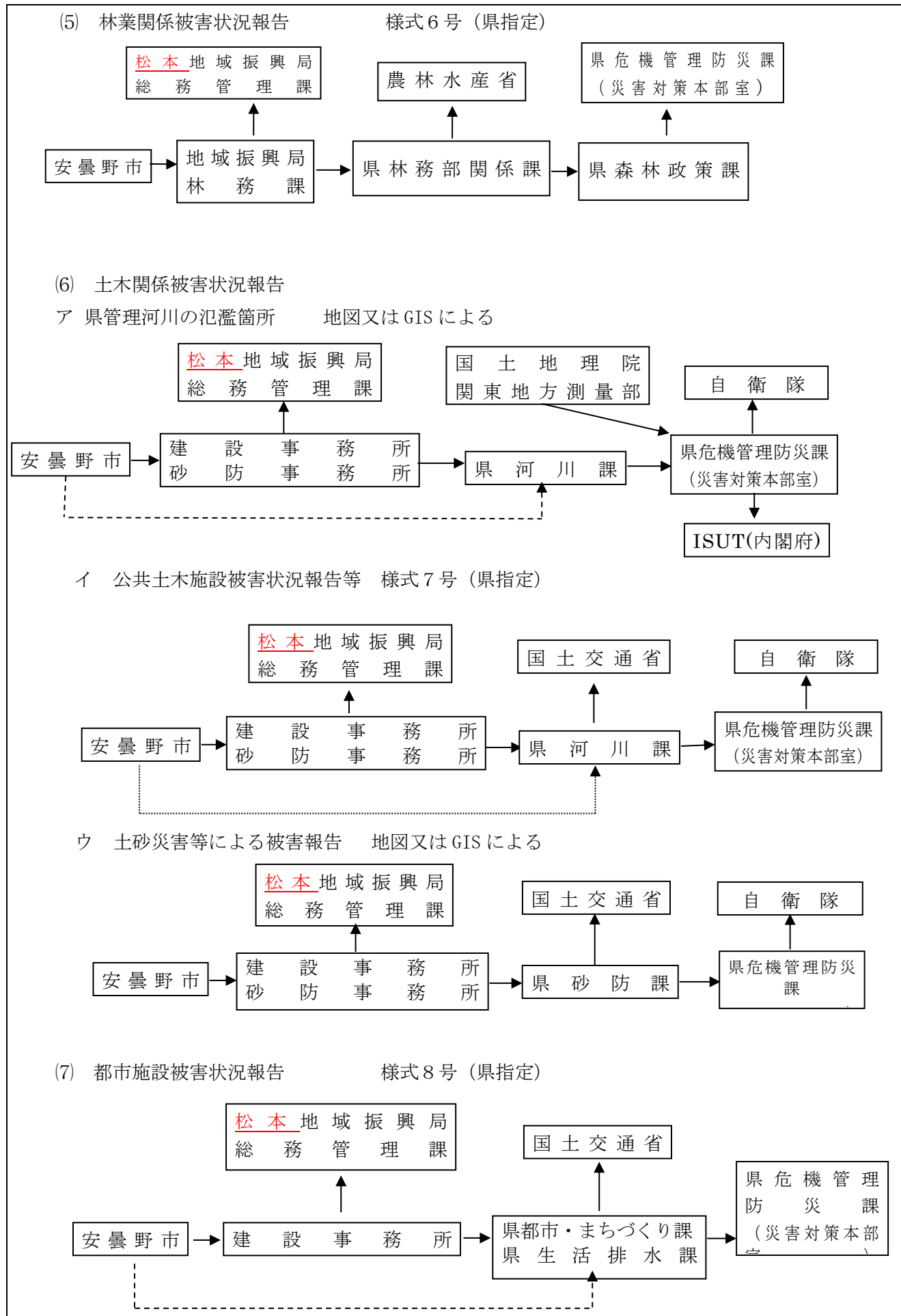


イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

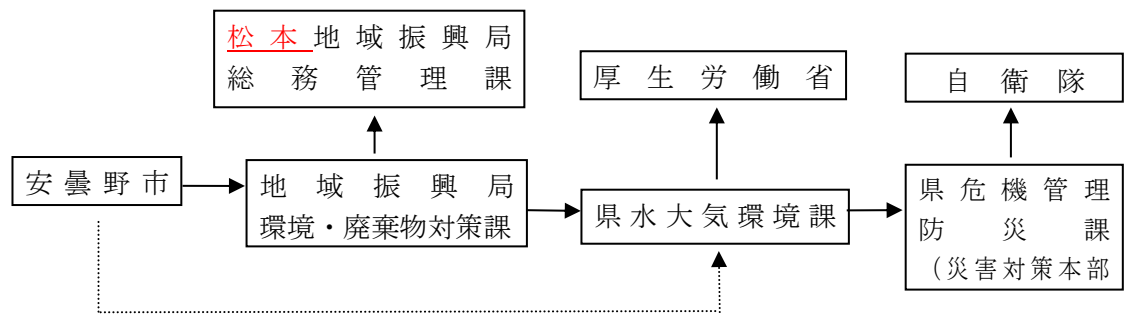


ウ 農業集落排水施設被害状況報告

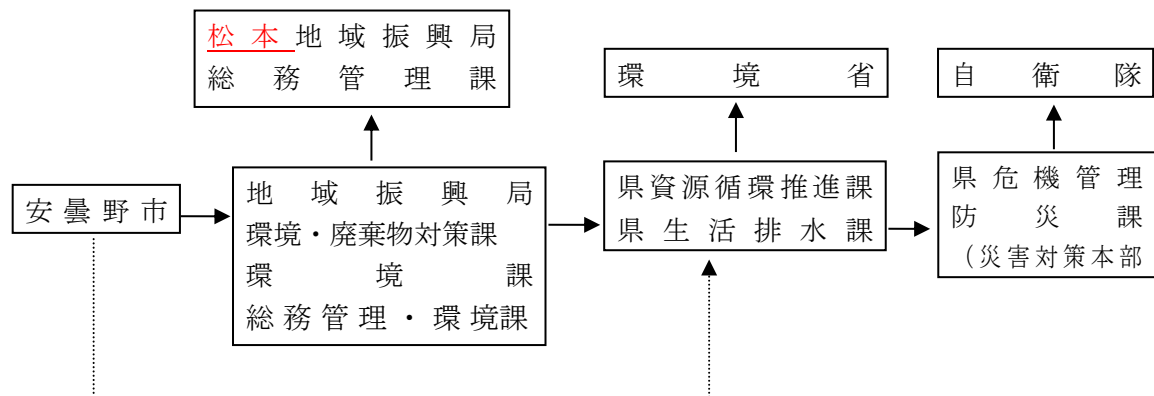




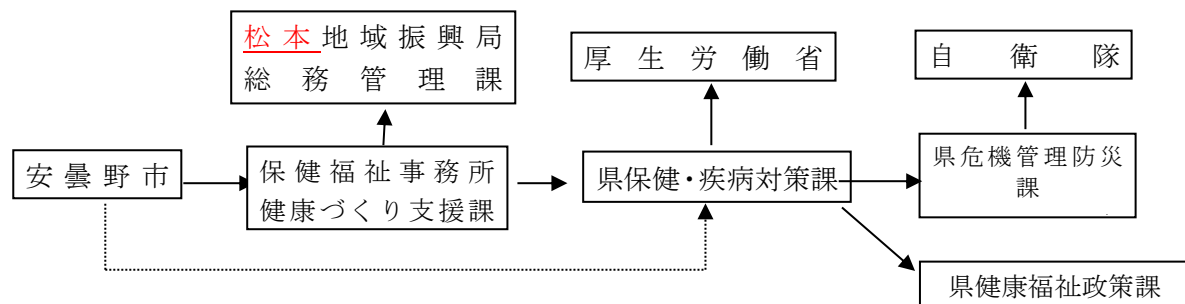
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



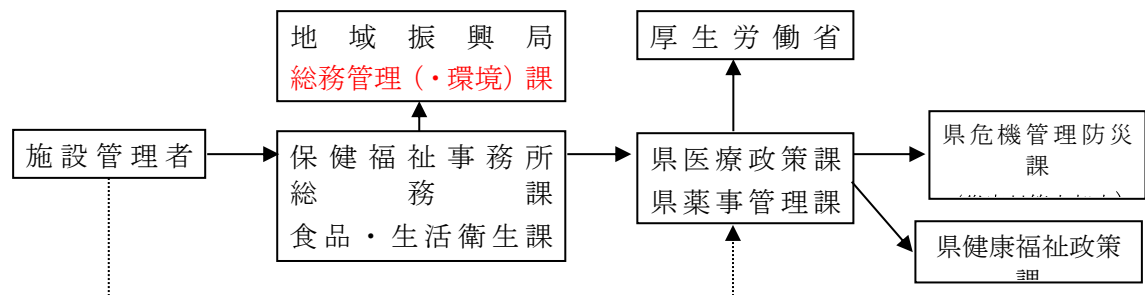
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



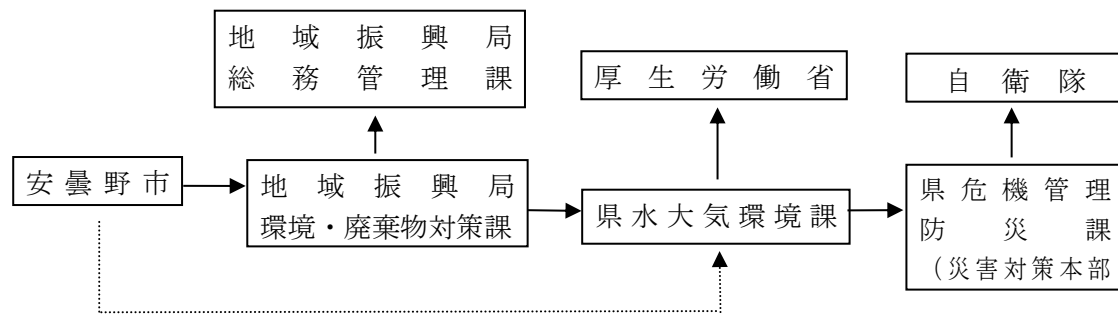
(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)



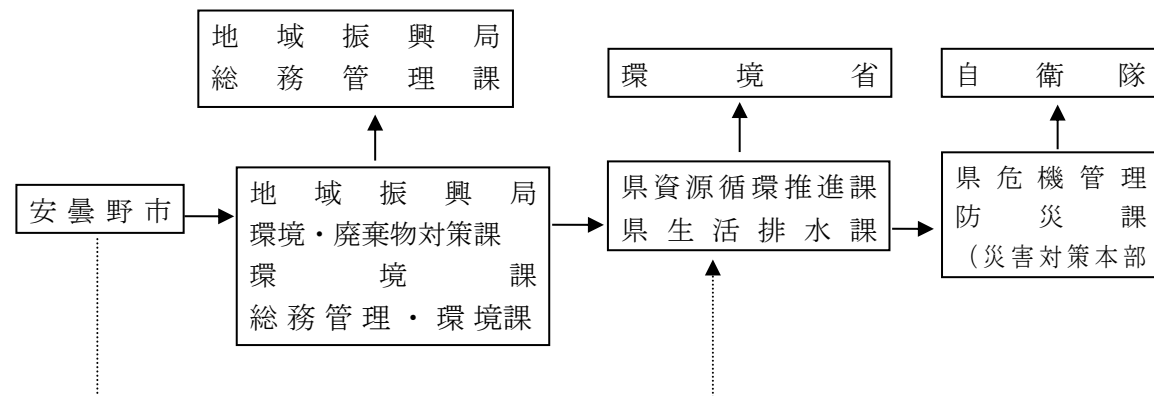
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号(県指定)



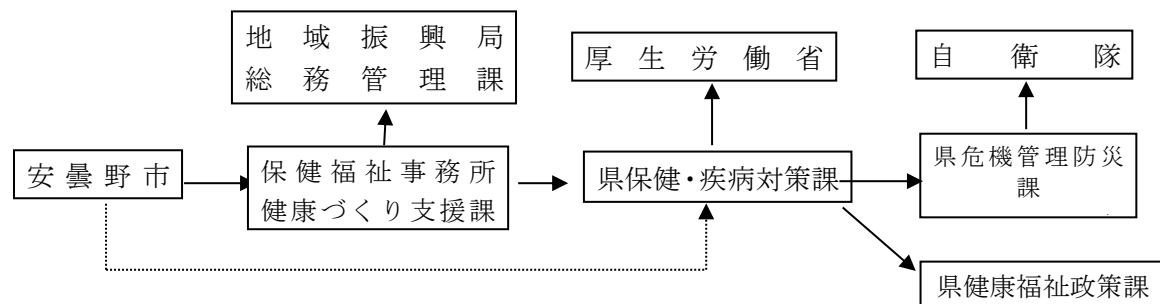
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



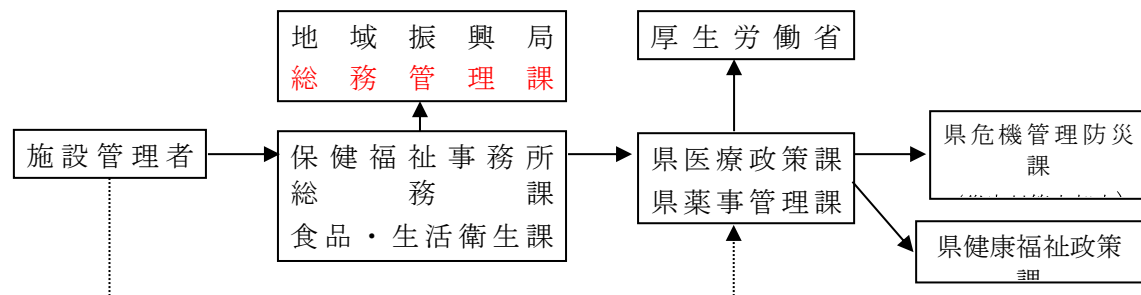
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)

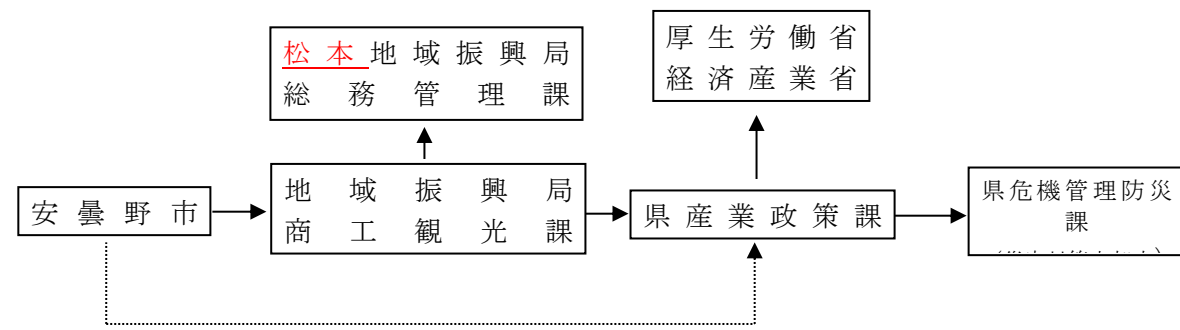


(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号(県指定)



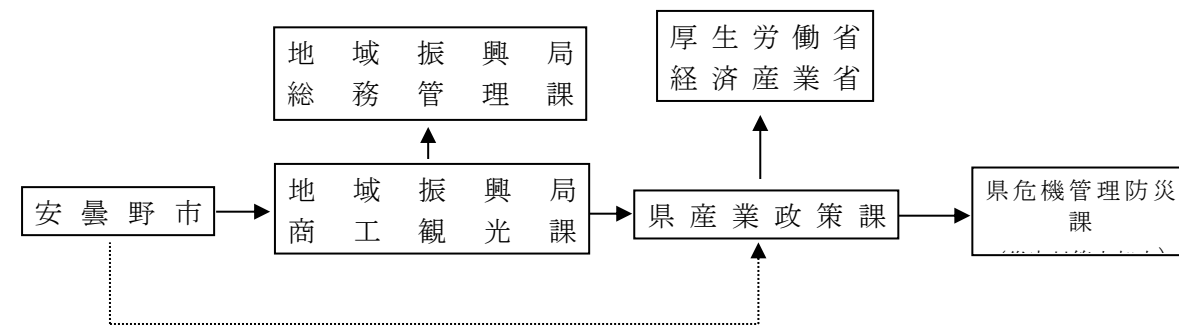
(12) 商工関係被害状況報告

様式 13 号 (県指定)



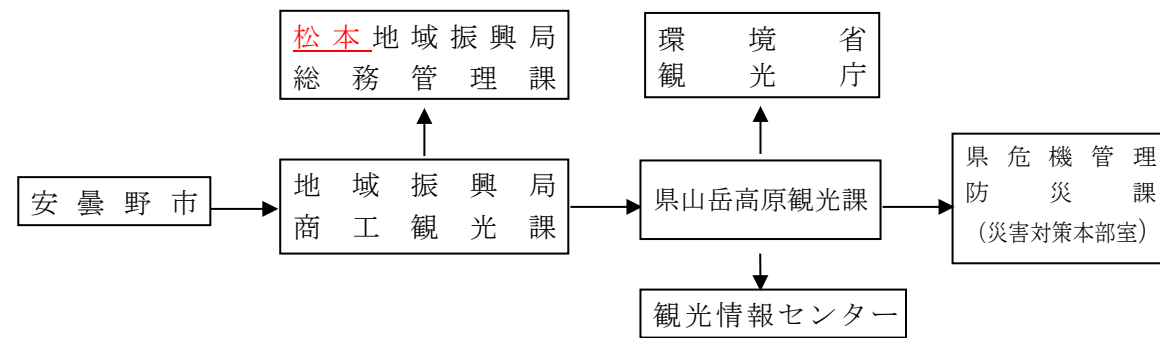
(12) 商工関係被害状況報告

様式 13 号 (県指定)



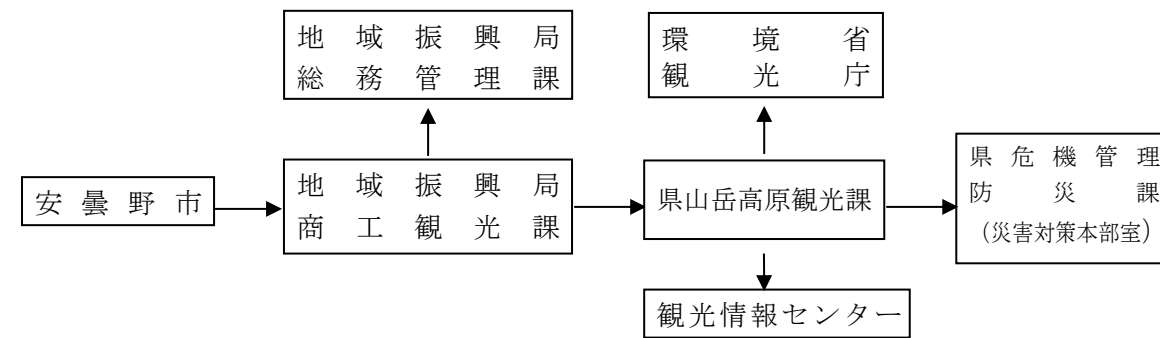
(13) 観光施設被害状況報告

様式 14 号 (県指定)



(13) 観光施設被害状況報告

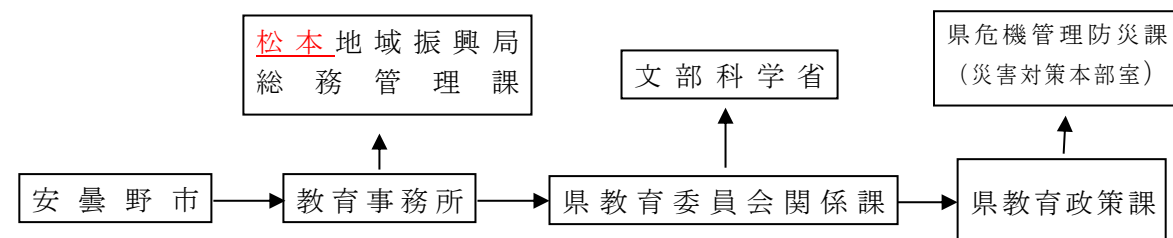
様式 14 号 (県指定)



(14) 教育関係被害状況報告

様式 15 号 (県指定)

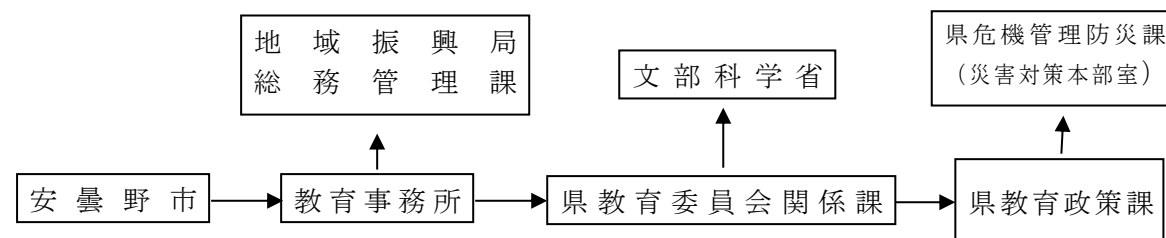
ア 市町村施設



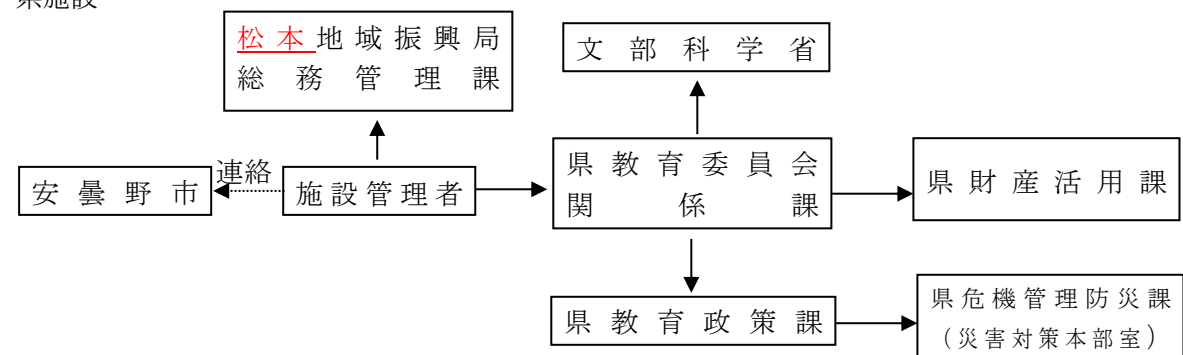
(14) 教育関係被害状況報告

様式 15 号 (県指定)

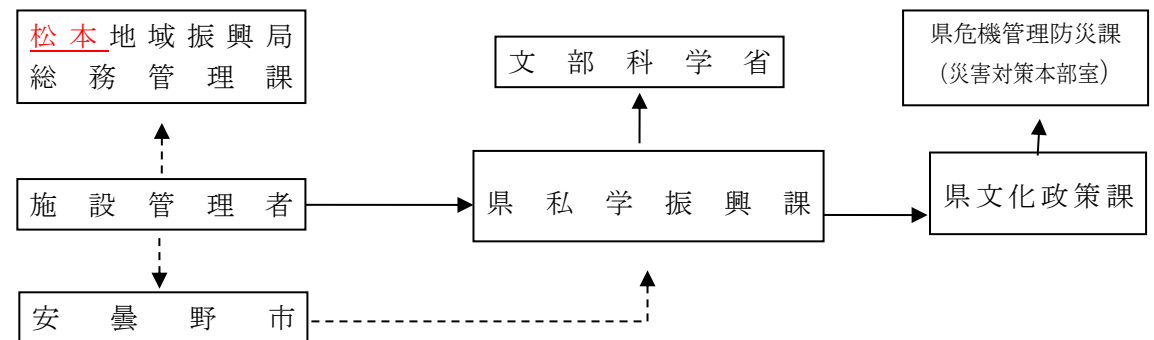
ア 市町村施設



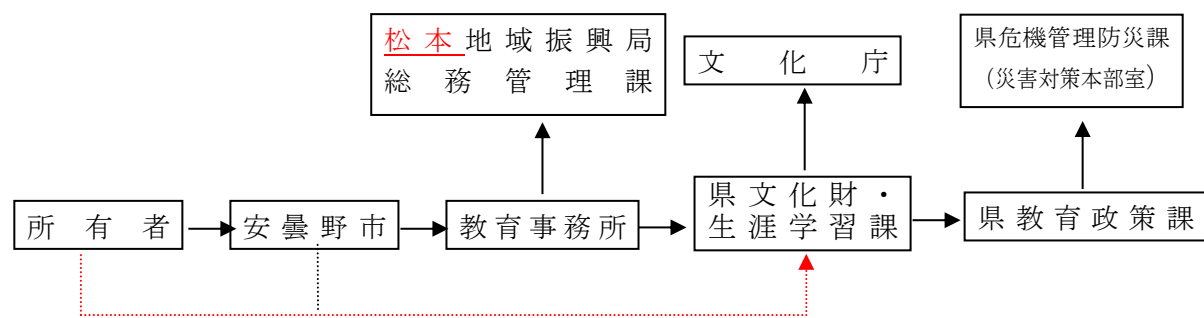
イ 県施設



ウ 私立施設

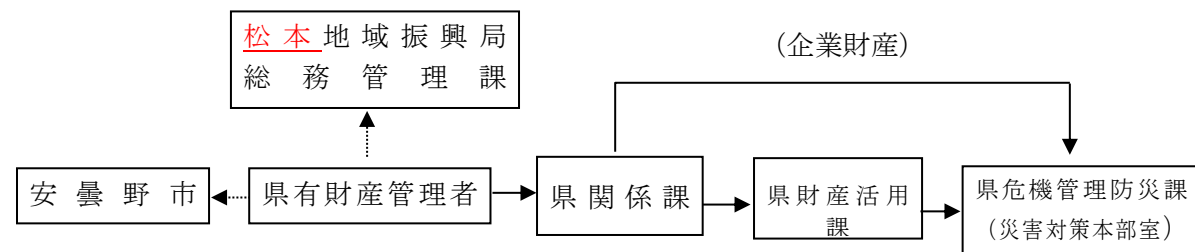


エ 文化財

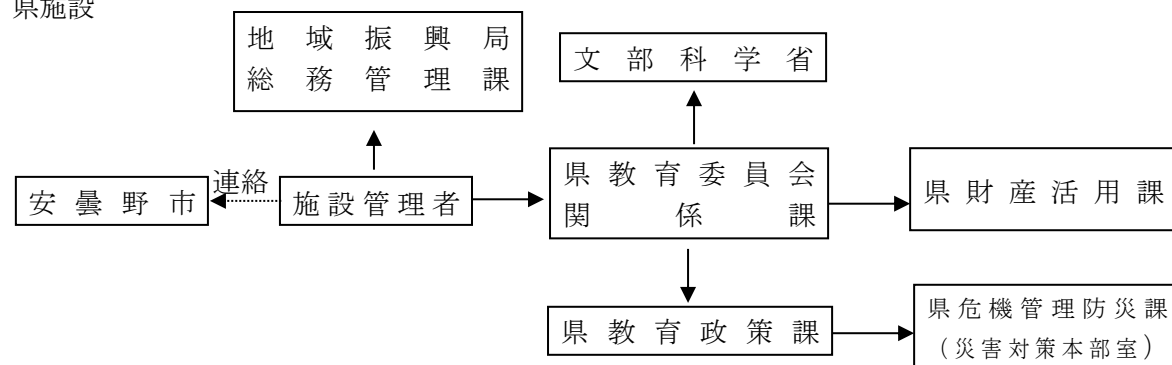


(15) 県有財産 (企業財産を含む) 被害状況報告

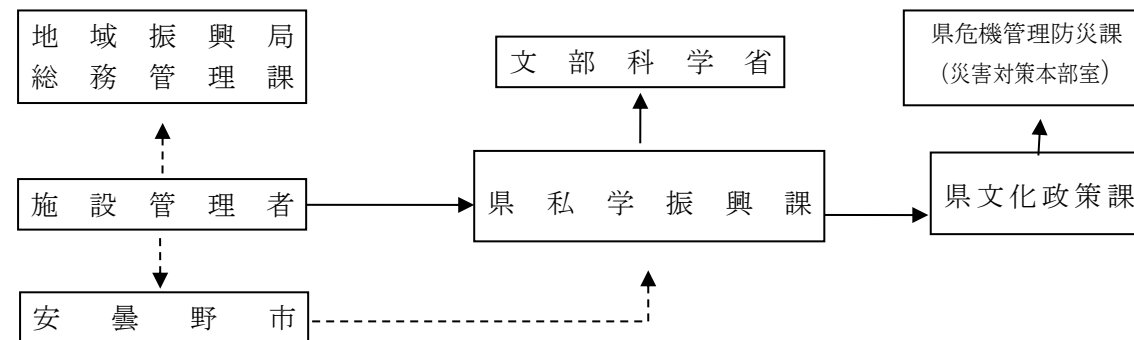
様式 16号 (県指定)



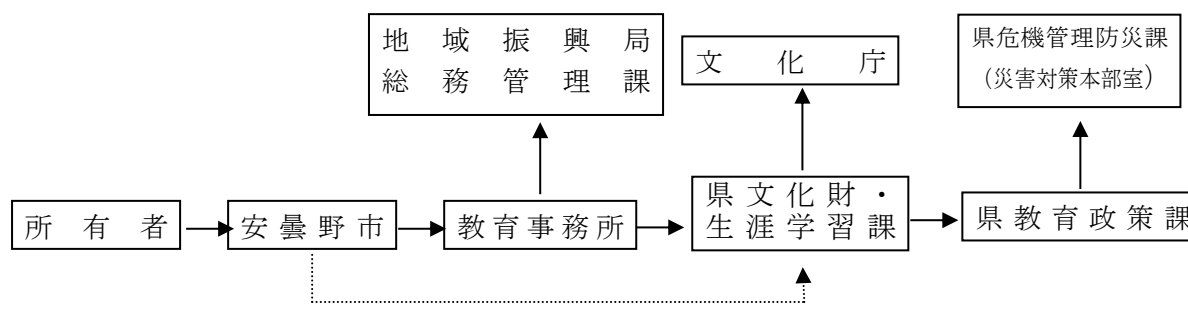
イ 県施設



ウ 私立施設

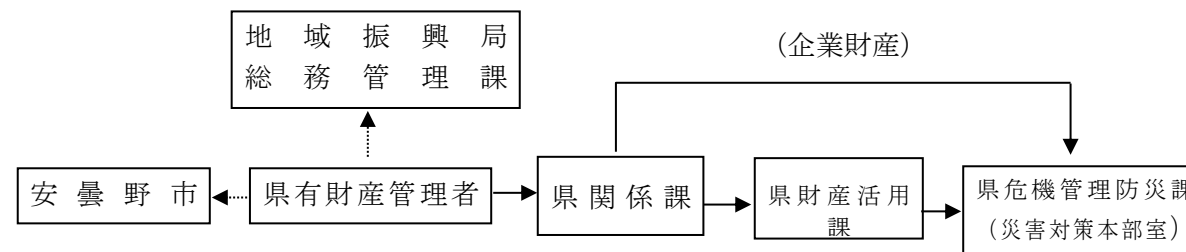


エ 文化財



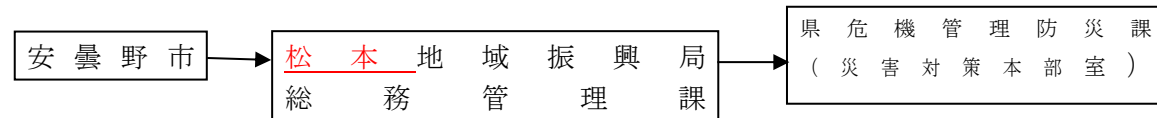
(15) 県有財産 (企業財産を含む) 被害状況報告

様式 16号 (県指定)

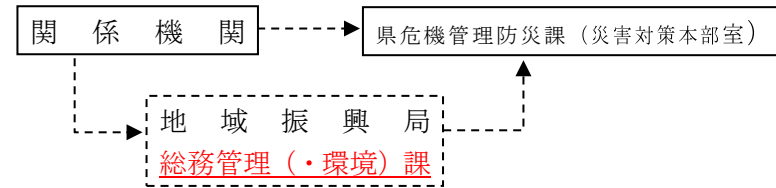


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式 17 号 (県指定)

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

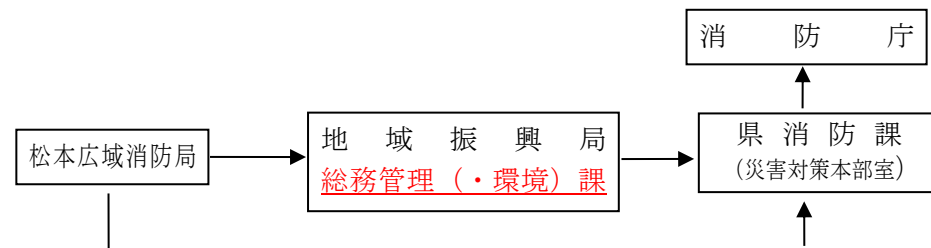


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号 (県指定)

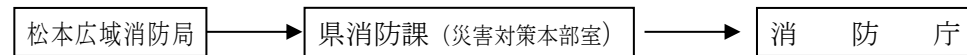


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

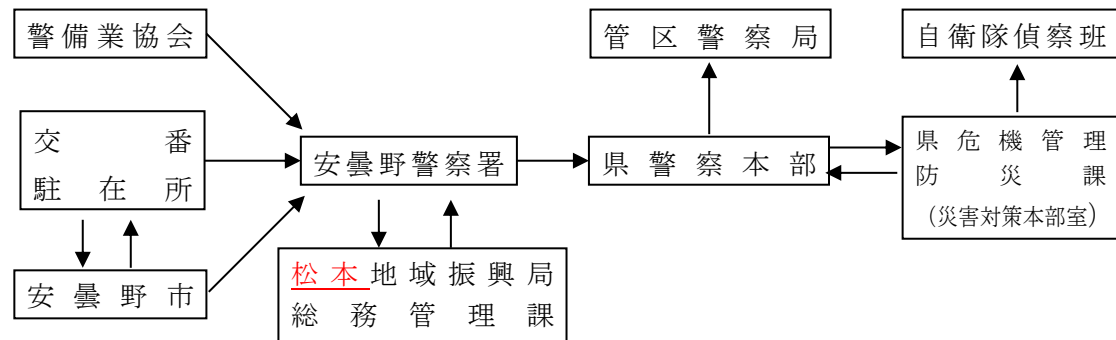
(18) 火災即報 様式 19 号 (県指定)



(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)

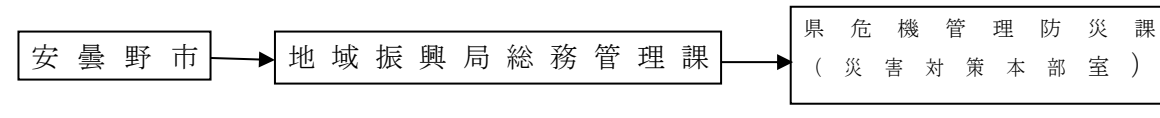


(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号 (県指定)

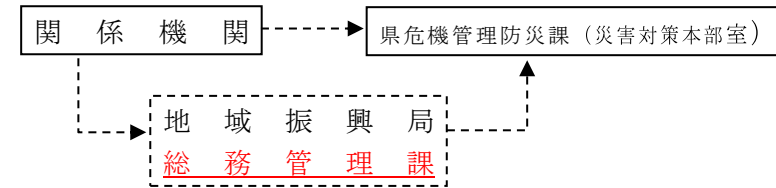


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式 17 号 (県指定)

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

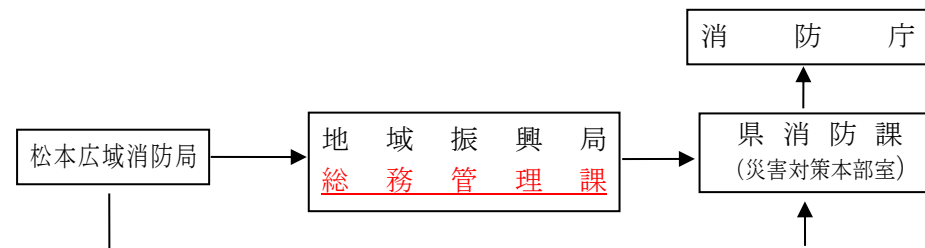


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号 (県指定)

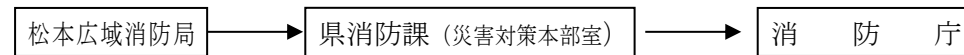


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

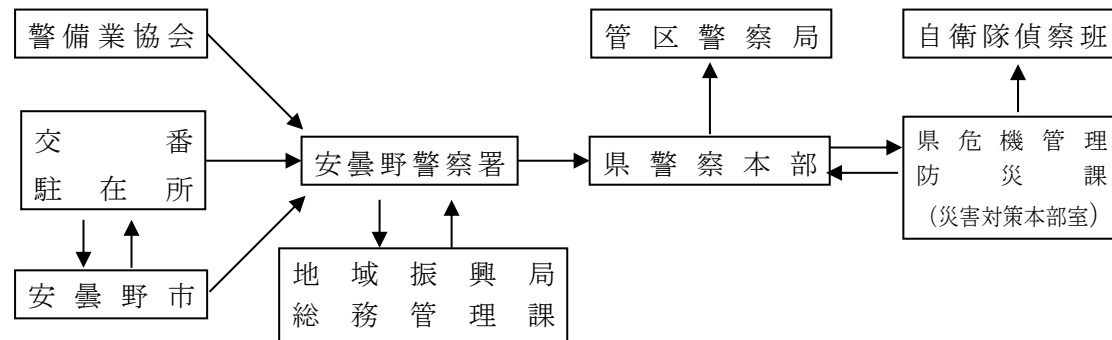
(18) 火災即報 様式 19 号 (県指定)



(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号 (県指定)





修正後				修正前				修正理由
<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				<b>第3節 非常参集職員の活動</b>				市の組織改編に合わせた修正
<b>第3 活動の内容</b>				<b>第3 活動の内容</b>				
1 【市が実施する対策】(全部局)				1 【市が実施する対策】(全部局)				
(3) 活動体制				(3) 活動体制				
災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。				災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。				
<b>活 動 体 制 (風雪水害・その他災害等)</b>				<b>活 動 体 制 (風雪水害・その他災害等)</b>				
配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準	配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準	
レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○都市建設部 (ダム放流除く) ○農林部 (気象警報のみ) ○当番等として指定された職員	○気象警報発表 ○東京電力リニューアブルパワー株式会社 稲核ダム ※放流量 220 m³/s 以上 ○大町ダム ※放流量 200 m³/s 以上、特例操作 ○水防警報	レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○都市建設部 (ダム放流除く) ○農林部 (気象警報のみ) ○当番等として指定された職員	○気象警報発表 ○東京電力リニューアブルパワー株式会社 稲核ダム ※放流量 220 m³/s 以上 ○大町ダム ※放流量 200 m³/s 以上、特例操作 ○水防警報	
レベル2 警戒体制	危機管理監	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必経務課、秘書広報課、 <u>地域づくり課</u> 、福祉課、 <u>高齢者介護課</u> 、 <u>障がい者支援課</u> 、子ども <u>家庭</u> 支援課、健康推進課、観光課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課	○ <u>高齢者等避難発令時</u> ○台風が12時間以内に最接近する場合で、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね30センチ以上の積雪が見込まれるとき	レベル2 警戒体制	総務部長	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必要な職員を課長が指定。 総務課、秘書広報課、 <u>全地域課</u> 、 <u>長寿社会課</u> 、福祉課、子ども支援課、健康推進課、介護保険課、観光交流促進課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課	○ <u>土砂災害警戒情報発表時</u> ○台風が12時間以内に最接近する場合で、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね30センチ以上の積雪が見込まれるとき	
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○ <u>土砂災害警戒情報発表時又は避難指示発令時</u> ○災害発生の恐れがあるとき ○突発事故発生時(鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火)	レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○ <u>記録的短時間大雨情報の発表時</u> ○災害発生の恐れがあるとき ○突発事故発生時(鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火)	
レベル4 緊急体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生の恐れが極めて高いと判断されるとき	レベル4 緊急体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生の恐れが極めて高いと判断されるとき	

レベル5 全体体制	市長	○全正規職員	○緊急完全確保発令時 ○大規模な災害が確認されたとき
--------------	----	--------	-------------------------------

活動体制（地震災害）

配備体制	責任者	配備人員	活動開始基準
レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○上下水道部	◎市内で震度3
レベル2 警戒体制	危機管理監	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上下水道部 ○商工観光スポーツ部 ○警戒を指示された地域づくり課の職員	◎市内で震度4
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	◎市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき ○南海トラフ地震に関連する情報（臨時）
レベル4 緊急体制	市長	○危機管理課 ○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 ○地域づくり課の職員 ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く	◎市内で震度6弱、6強
レベル5 全体体制	市長	○全職員	◎市内で震度7

- 注1 ・東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合  
・政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合  
注2 ・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合

レベル5 全体体制	市長	○全正規職員	○大規模な災害が発生もしくは発生する可能性が非常に高いとき
--------------	----	--------	-------------------------------

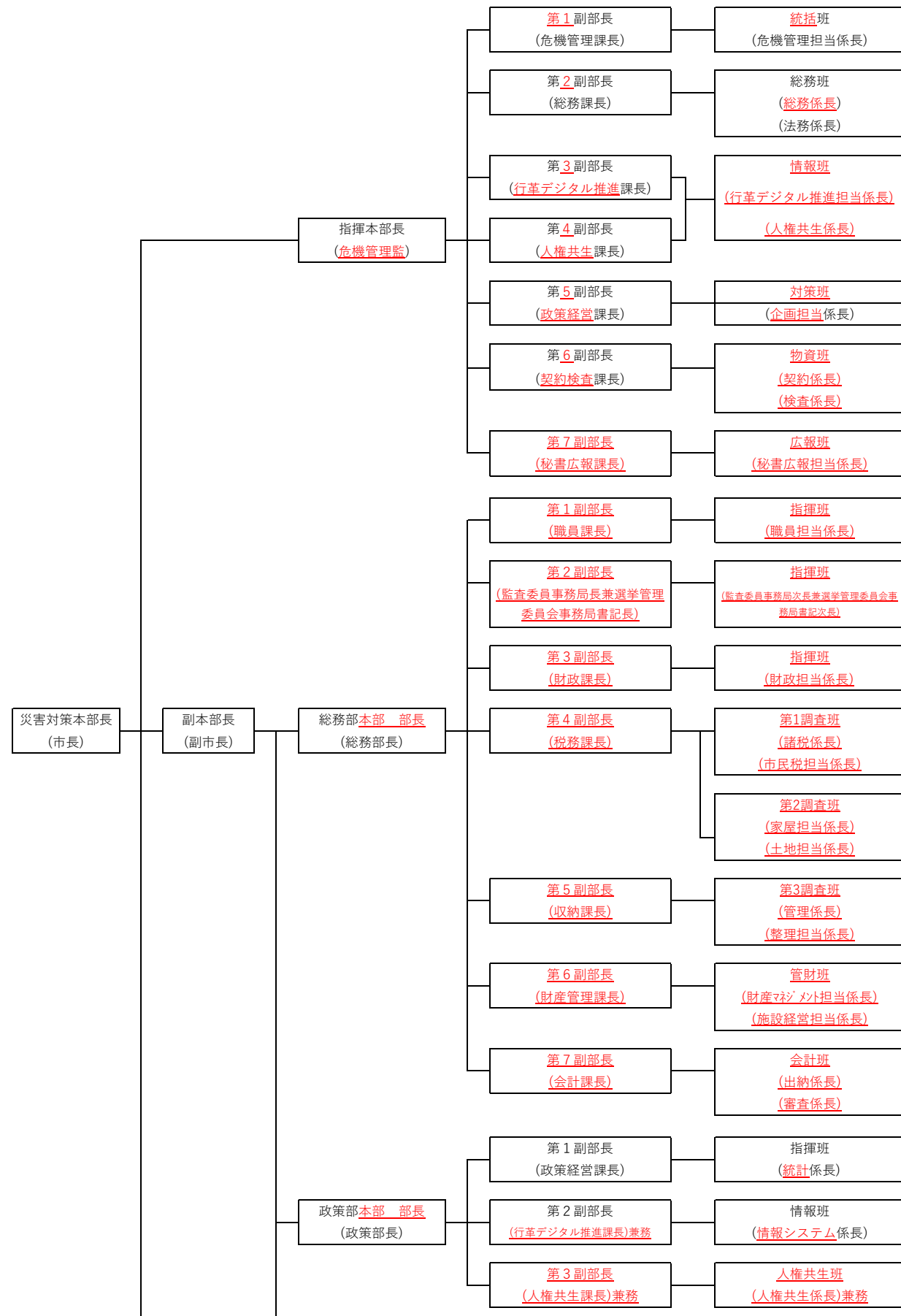
活動体制（地震災害）

配備体制	責任者	配備人員	活動開始基準
レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○上下水道部	◎市内で震度3
レベル2 警戒体制	総務部長	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上下水道部 ○商工観光部 ○警戒を指示された地域づくり課の職員	◎市内で震度4
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	◎市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき ○南海トラフ地震に関連する情報（臨時）
レベル4 緊急体制	市長	○危機管理課 ○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 ○地域課の職員 ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く	◎市内で震度6弱、6強
レベル5 全体体制	市長	○全職員	◎市内で震度7

- 注1 ・東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合  
・政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合  
注2 ・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合

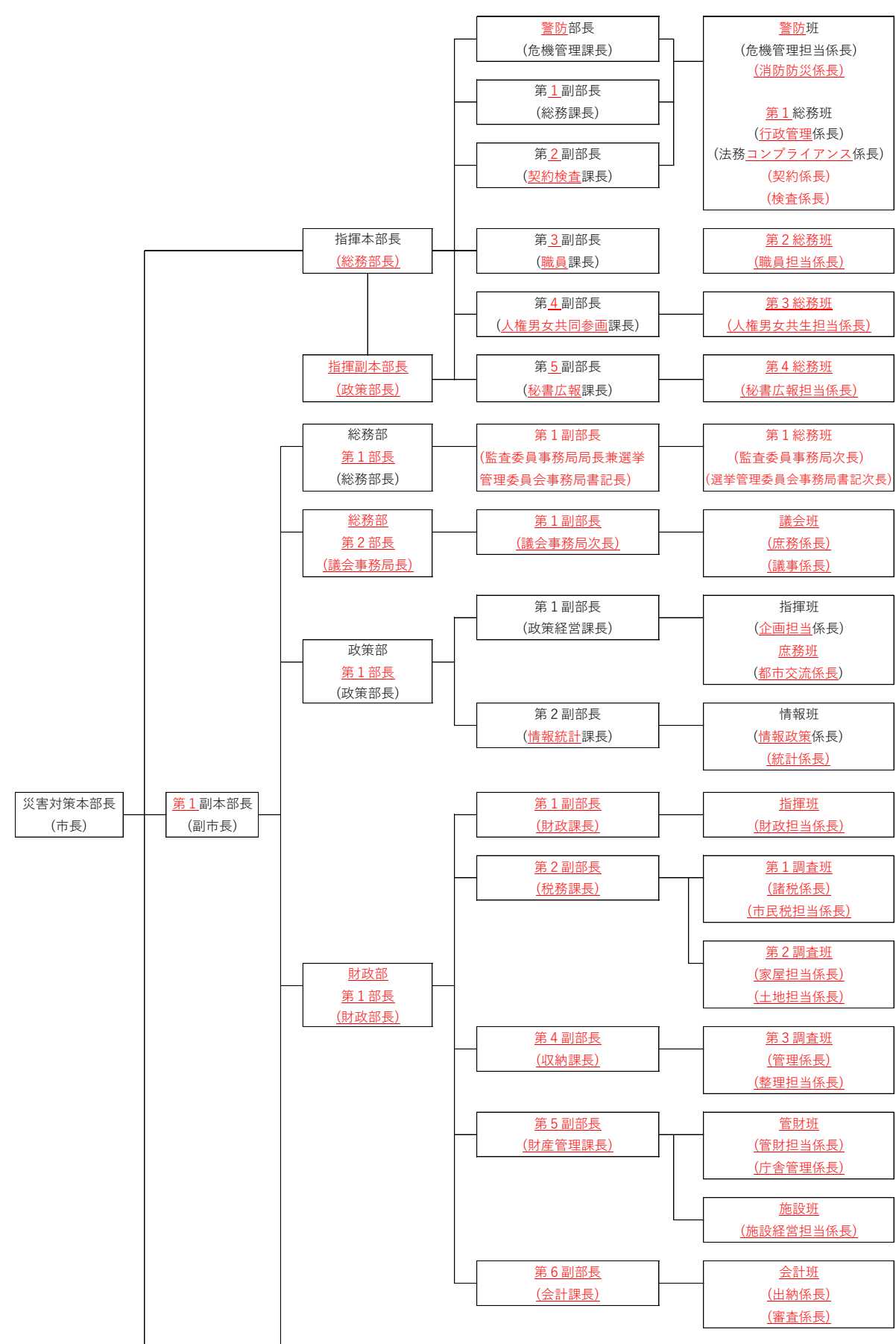
別表

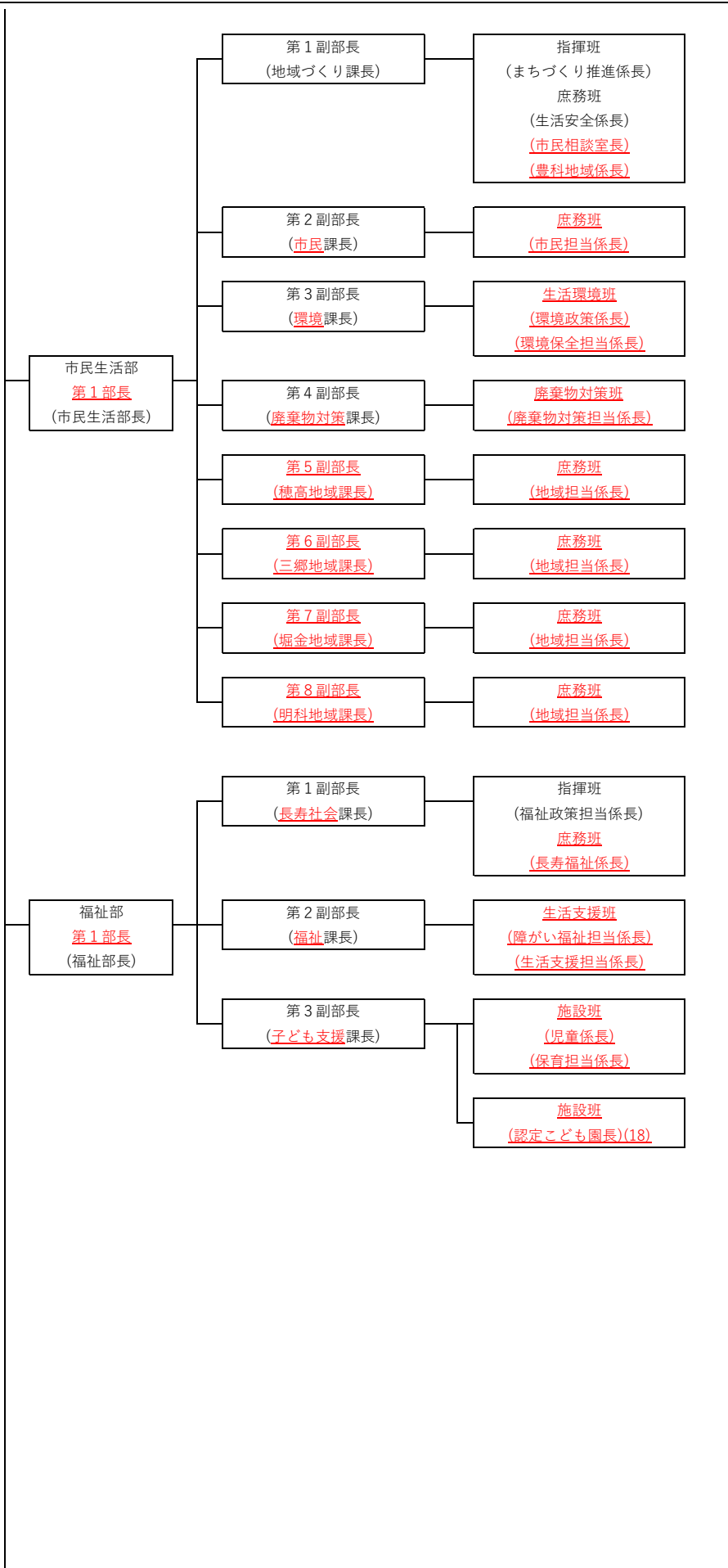
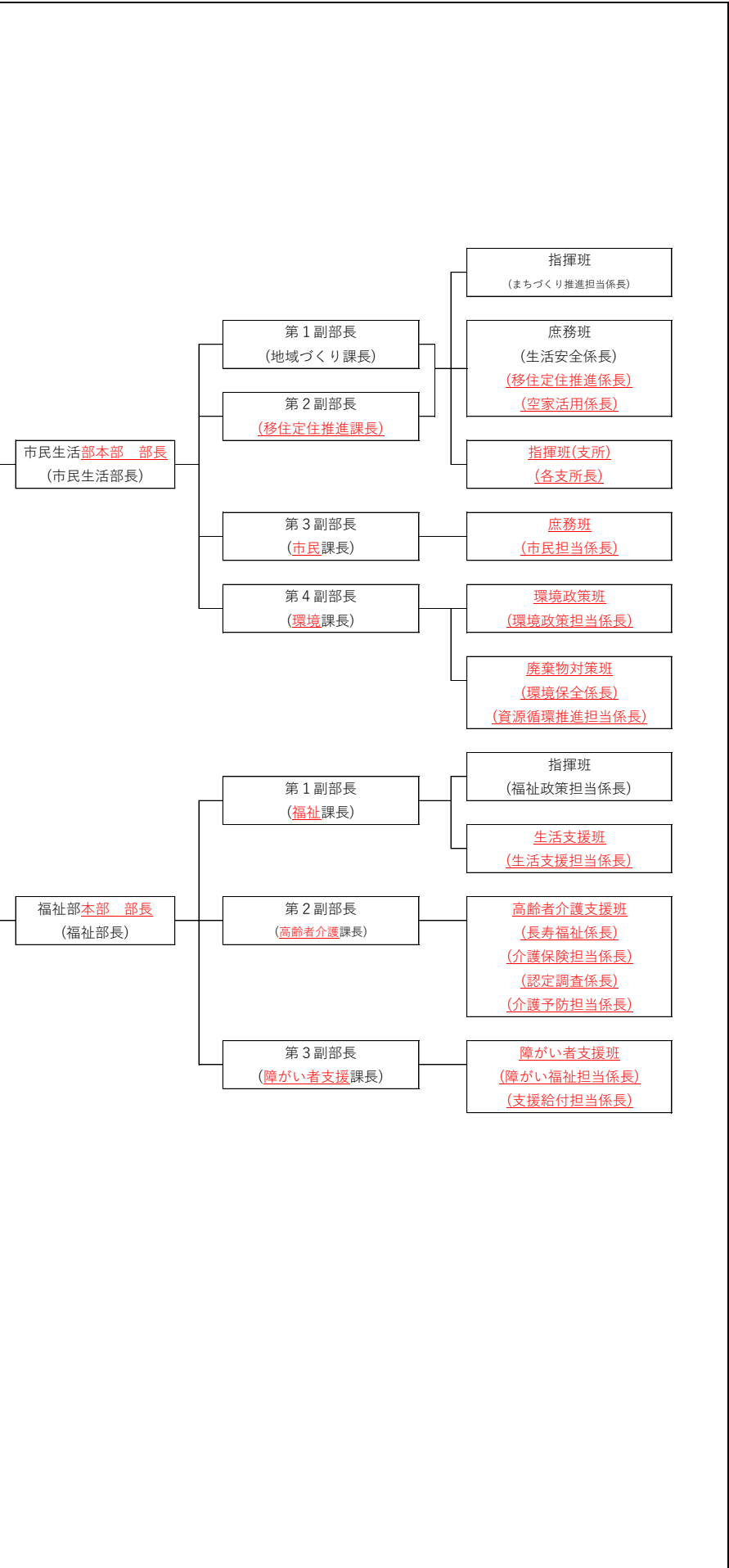
### 安曇野市災害対策本部組織図

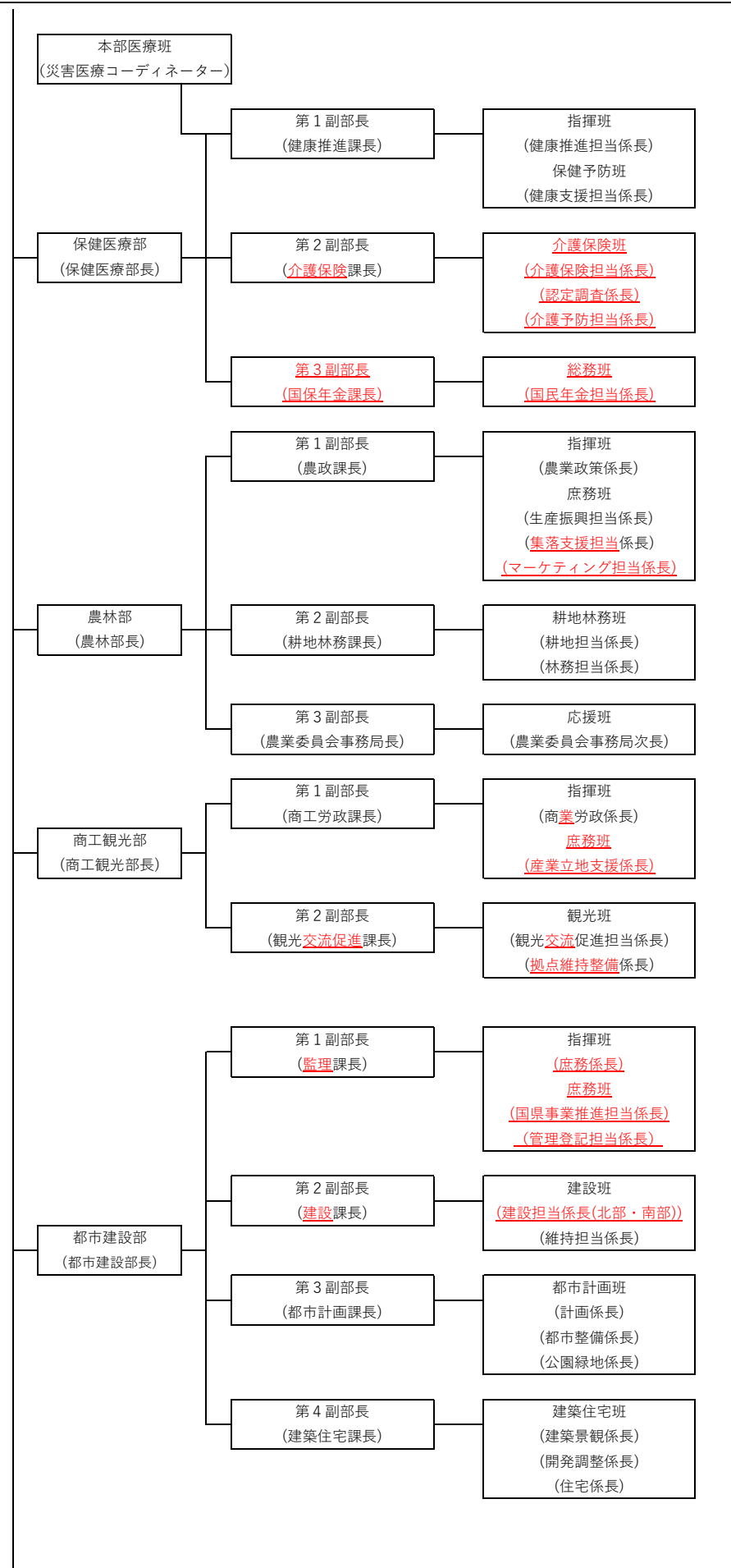
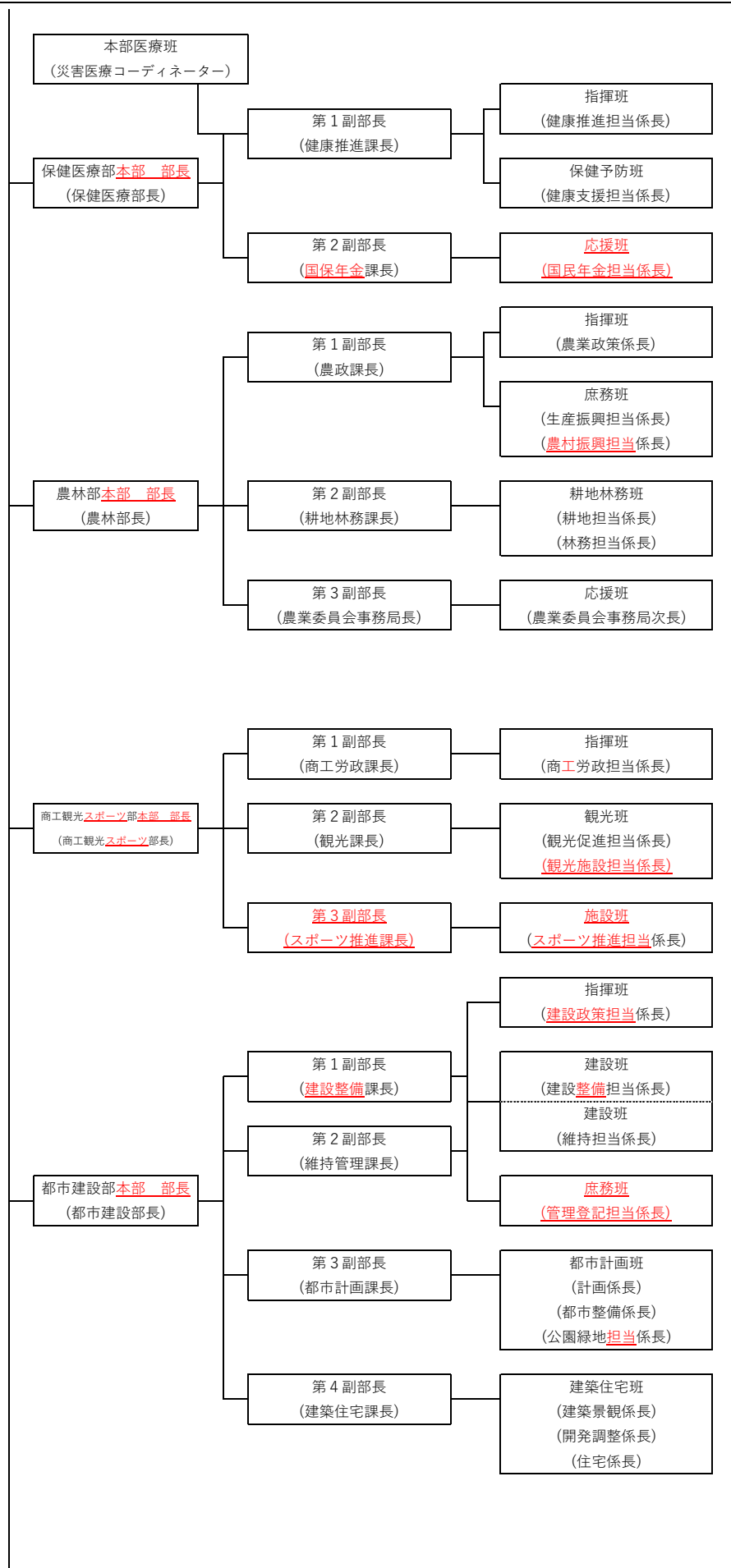


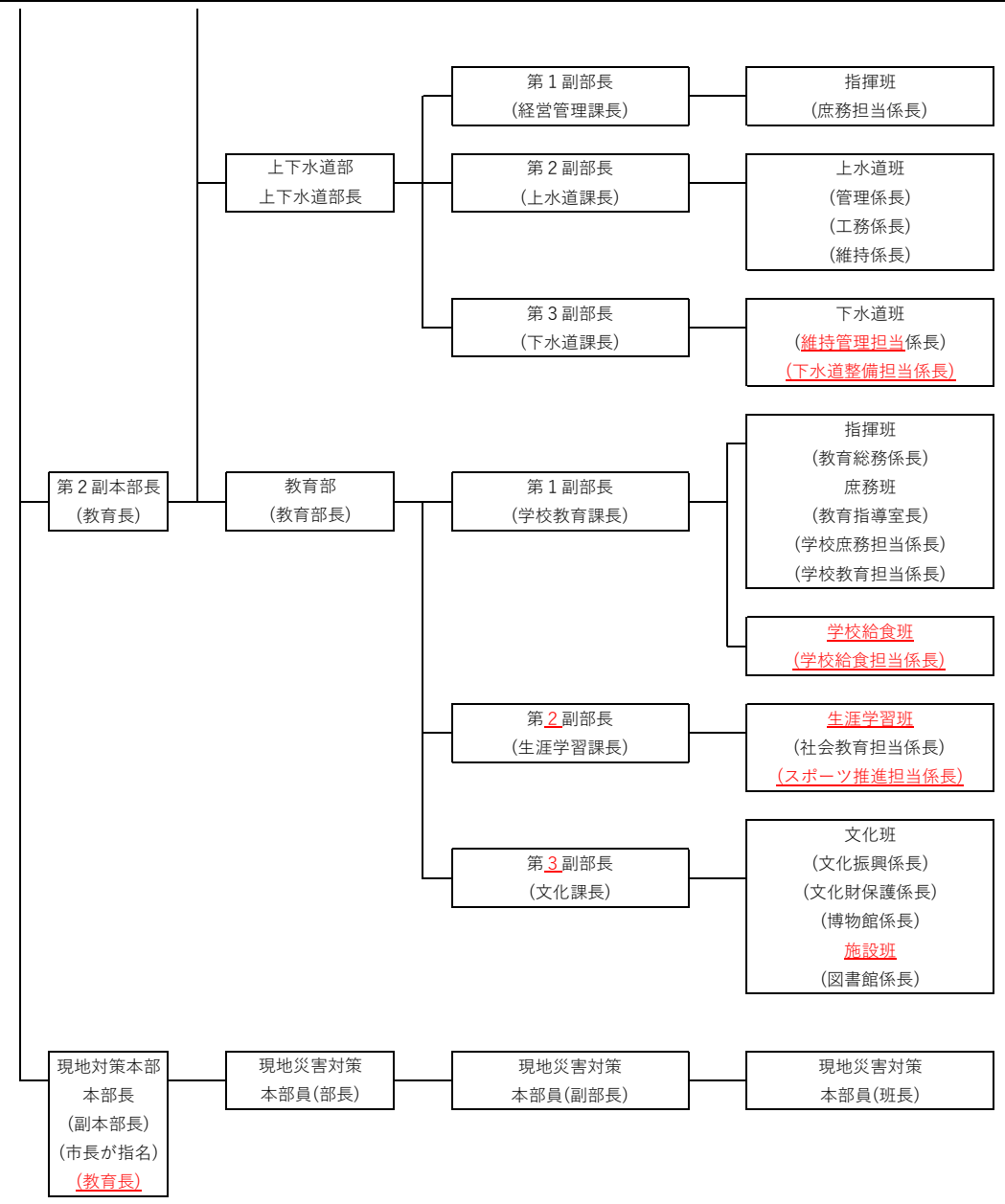
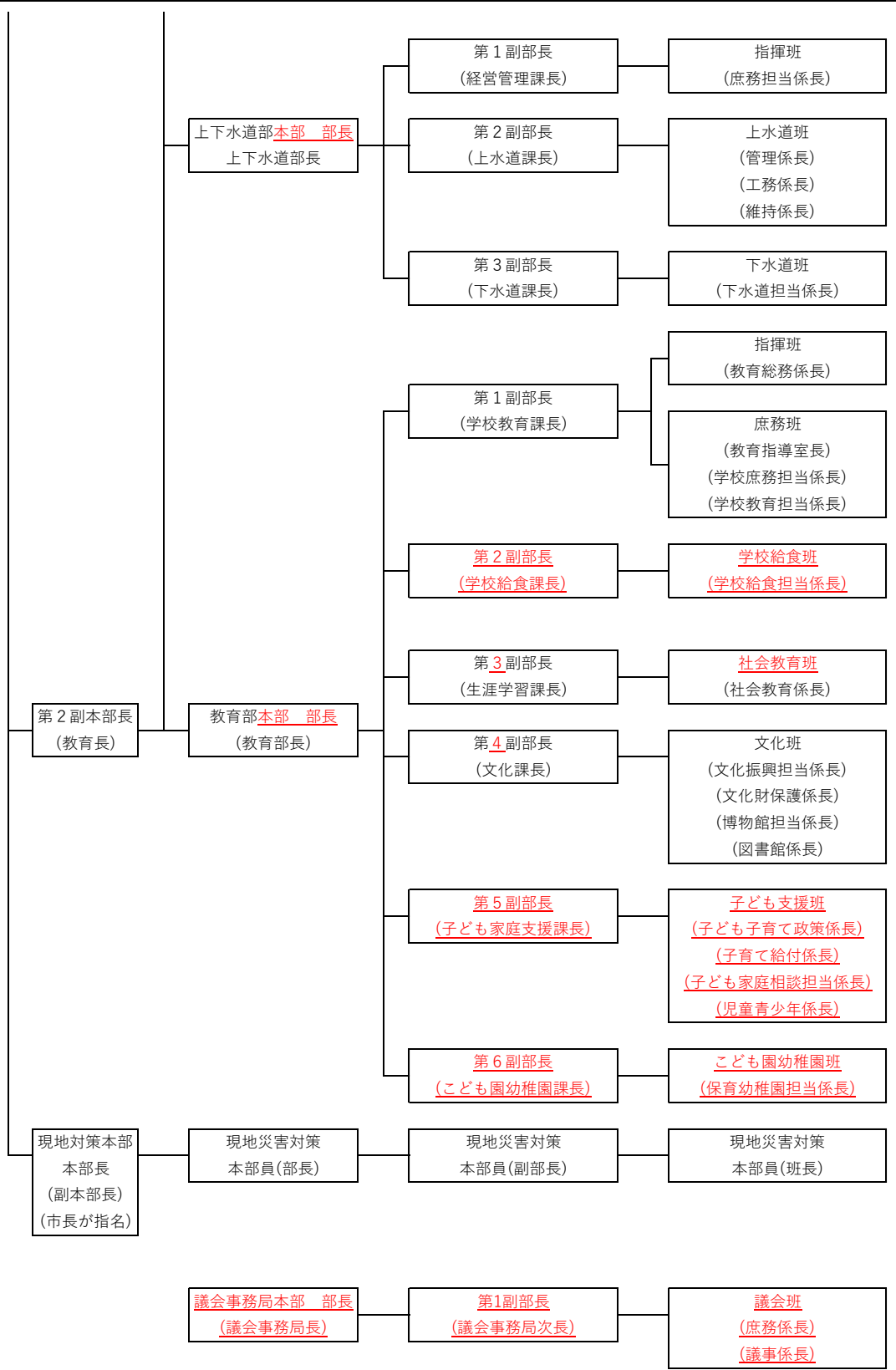
別表

### 安曇野市災害対策本部組織図









別表

## 安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌

## 1 構成

種 別	構 成	設 置 場 所	任 務
本 部	本部長 副本部長 部局長	会議室 <u>(庁議室)</u>	本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害 応急対策、救助対策を図る ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整
部 本 部	部長 副部長	各部 <u>執務室</u>	・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・所掌事務の迅速、的確な災害応急対応 ・各部相互の連絡調整 ・指揮本部への活動状況の報告
指揮本部	<u>危機管理監</u> <u>統括班</u> <u>総務班</u> <u>情報班</u> <u>対策班</u> <u>物資班</u> <u>広報班</u>	災害対策本部室 または会議室	・ <u>市域の被害状況の把握、整理及び災害対応の 分析</u> ・ <u>防災関係機関との連携、調整、報告</u> ・ <u>救命、救助活動に対する応急対応</u> ・ <u>災害対策本部会議の開催、運営</u> ・本部長、副本部長への報告 ・本部長、副本部長指示の各部伝達
指 揮 班	部内各課の 主管課係長	各課 <u>執務室</u>	・部本部と指揮本部の連絡調整 ・部内情報の整理 ・指示、伝達事項の確認 ・各課の活動状況を対策部長へ報告
現地対策本部	本部長から 指名された者	支所	・本部長指示の部内伝達 ・ <u>地域</u> 内情報の把握 ・ <u>指揮本部と</u> の連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告

別表

## 安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌

## 1 構成

種 別	構 成	設 置 場 所	任 務
本 部	本部長 副本部長 部局長	会議室	本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害 応急対策、救助対策を図る ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整
部 本 部	部長 副部長	各部 <u>長席</u>	・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・所掌事務の迅速、的確な災害応急対応 ・各部相互の連絡調整 ・指揮本部への活動状況の報告
指揮本部	<u>危機管理課</u> <u>総務課</u> <u>契約検査課</u> <u>人権男女共同参画課</u> <u>職員課</u> <u>秘書広報課</u>	災害対策本部室 または会議室	・ <u>各対策部活動状況の把握整理</u> ・本部長、副本部長への報告 ・本部長、副本部長指示の各部伝達
指 揮 班	部内各課の 主管課係長	各課 <u>事務室</u>	・部本部と指揮本部の連絡調整 ・部内情報の整理 ・指示、伝達事項の確認 ・各課の活動状況を対策部長へ報告
現地対策本部	本部長から 指名された者	支所 <u>長席</u>	・本部長指示の部内伝達 ・ <u>部</u> 内情報の把握 ・ <u>部内相互</u> の連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告

安曇野市災害対策本部の部及び班の分掌

2 分掌事務

災害対策本部 **指揮本部**

部長	副部長	班長	分掌事務
<b>危機管理監</b>	第1副部長 危機管理課長	<b>【統括班】</b> 危機管理担当 係長	1 対策本部の設置及び廃止に関する事 2 本部長の指示命令に関する事 3 <u>避難情報に関する事。</u> 4 <u>避難所の指定及び廃止に関する事。</u> 5 <u>外部関係機関との総括的内容の連絡・調整に関する事。</u> 6 <u>指揮本部の統括に関する事。</u> 7 <u>災害対策本部会議等に関する事。</u> 8 <u>各部の連絡調整に関する事。</u> 9 <u>災害救助法の適用の要請に関する事。</u> 10 <u>防災行政無線の統制活用に関する事。</u>
		<b>【総務班】</b> 総務係長 法務係長	1 <u>職員の招集に関する事。</u> 2 <u>応援職員の受援に関する事。</u> 3 <u>災害対策本部会議等に関する事。</u> 4 <u>市の管理する施設の状況報告に関する事。</u>
		<b>【情報班】</b> 行革デジタル推 進課長 第4副部長 人権共生課長	1 <u>総合的な情報収集及び情報管理に関する事。</u> 2 <u>コールセンターによる情報の収集・集約に関する事。</u> 3 <u>気象予報・警報等の伝達に関する事。</u>
		<b>【対策班】</b> 政策経営課長	1 <u>情報の整理分析に関する事。</u> 2 <u>災害応急対策の対策立案に関する事。</u> 3 <u>災害復旧計画のとりまとめ、調整に関する事。</u>
		<b>【物資班】</b> 契約係長 検査係長	1 <u>必要物資・資機材調整に関する事。</u> 2 <u>支援物資・資材の受援に関する事。</u> 3 <u>物資輸送手段及び輸送路に関する事。</u>
		<b>【広報班】</b> 秘書広報課長	1 <u>災害広報に関する事。</u> 2 <u>災害記録に関する事。</u> 3 <u>本部長、副本部長の秘書に関する事。</u>

安曇野市災害対策本部の部及び班の分掌

2 分掌事務

災害対策本部

部長	副部長	班長	分掌事務
<b>指揮本部長</b> 総務部長  指揮副本部長 政策部長	第1副部長 危機管理課長  第2副部長 総務課長  第3副部長 契約検査課長  第4副部長 人権男女共同参画課長  第5副部長 職員課長  第6副部長 秘書広報課長	<b>【指揮調整班】</b> 危機管理課、職 員課、総務課の 係長職以上	<b>【指揮調整班】</b> 1 <u>対策本部の設置及び廃止に関する事。</u> 2 <u>本部長の指示命令に関する事。</u> 3 <u>対策本部会議に関する事。</u> 4 <u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保に関する事。</u> 5 <u>避難所の指定及び廃止に関する事。</u> 6 <u>災害救助法適用の要請に関する事。</u> 7 <u>各部の連絡調整に関する事。</u> 8 <u>外部関係機関との総括的内容の連絡・調整に関する事。</u> 9 <u>職員の招集、災害従事体制の確保に関する事。</u>
		<b>【コールセンター班】</b> 総務課、人権男 女共同参画課の 係長職以上	<b>【コールセンター班】</b> 1 <u>総合的な情報収集及び情報管理に関する事。</u>
		<b>【情報班】</b> 危機管理課、指 揮本部員の係長 職以上	<b>【情報班】</b> 1 <u>総合的な情報収集及び情報管理に関する事。</u> 2 <u>気象予報・警報等の伝達に関する事。</u>
		<b>【対策立案班】</b> 危機管理課、指 揮本部員の係長 職以上	<b>【対策立案班】</b> 1 <u>情報の整理分析に関する事。</u> 2 <u>災害応急対策の対策立案に関する事。</u>
		<b>【受援・輸送班】</b> 契約検査課、指 揮本部員の係長 職以上	<b>【受援・輸送班】</b> 1 <u>必要物資・資機材調整に関する事。</u> 2 <u>支援物資・資材の受入・供給に関する事。</u> 3 <u>輸送手段に関する事。</u>
		<b>【広報班】</b> 秘書広報課、指 揮本部員の係長 職以上	<b>【広報班】</b> 1 <u>災害広報に関する事。</u> 2 <u>災害記録に関する事。</u> 3 <u>防災行政無線の統制活用に関する事。</u> 4 <u>本部長、第1副本部長の秘書に関する事。</u>



総務部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
総務部長	第1副部長 職員課長	【指揮班】 職員担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部指揮本部の支援
	第2副部長 監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局 書記長	【指揮班】 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局 記次長	1 部指揮本部の支援
	第3副部長 財政課長	【指揮班】 財政担当係長	1 災害関係の資金計画に関すること。 2 災害復旧計画の取りまとめ調整に関すること。 3 災害関係の予算に関すること。
	第4副部長 税務課長	【第1調査班】 諸税係長 市民税担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：豊科・堀金地域
		【第2調査班】 家屋担当係長 土地係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：穂高・明科地域
	第5副部長 収納課長	【第3調査班】 管理係長 整理担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関するこ と。 2 災害に伴う税の相談に関すること。 3 被災状況調書の作成に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 被害調査：三郷地域
	第6副部長 財産管理課 長	【管財班】 財産管理担当係長 施設経営担当係長	1 災害対策購入資機材の検収に関すること。 2 応急・復旧資材の調達に関すること。 3 市有財産の被害状況及び管理に関すること。 4 仮設住宅の建設地の確保に関すること。 5 本庁舎在庁者の避難誘導及び安全確保に関する こと。
第7副部長 会計課長	【会計班】 出納係長 審査係長	1 災害対策本部指揮本部との連絡調整に関するこ と。 2 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関すること。 3 災害対策経費の出納に関すること。	

総務部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
総務部 第1部長 (総務部長)	第1副部長 監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局 書記長	【第1総務班】 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局書 記次長	1 指揮本部の応援に関すること。 2 各部に属さない被害調査に関すること。 3 各種情報の整理に関すること。
第2部長 (議会事務局長)	第1副部長 議会事務局次長	【議会班】 庶務係長 議事係長	1 市議会の連絡調整に関すること。 2 災害視察者及び見舞金の対応に関すること。

政策部本部			
部長	副部長	班長	分掌事務
政策部長	第1副部長 政策経営課長 (兼務)	【指揮班】 統計係長	1 指揮本部の支援。 2 指揮本部との連絡調整に関する事。
	第2副部長 行革デジタル 推進課長 (兼務)	【情報班】 情報システム係 長	1 指揮本部の支援。 2 庁内のシステム復旧・維持に関する事。
	第3副部長 人権共生課長 (兼務)	人権共生係長 (兼務)	1 指揮本部の支援。 2 女性・性的少数者・外国籍市民の安全確保のための配慮に関する事。

削除 総務部本部へ移管

政策部本部			
部長	副部長	班長	分掌事務
政策部長	第1副部長 政策経営課長	【指揮班】 企画担当係長 【庶務班】 都市交流係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 全市的な被害調査に関する事。 3 災害復旧計画の取りまとめ調整に関する事。 4 応急対策の進行管理に関する事。 5 公共交通機関の状況調査に関する事。
	第2副部長 情報統計課長	【情報班】 情報政策係長 統計係長	1 部内の災害情報収集及び伝達に関する事。 2 部内施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 各調査班の被害状況の集約に関する事。 4 他部事務の応援に関する事。

財政部本部			
部長	副部長	班長	分掌事務
財政部長	第1副部長 財政課長	【指揮班】 財政担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 災害関係の予算に関する事。 3 災害関係の資金計画に関する事。 4 災害復旧計画の取りまとめ調整に関する事。
	第2副部長 税務課長	【第1調査班】 諸税係長 市民税担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事。 2 災害に伴う税の相談に関する事。 3 被災状況調書の作成に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 被害調査：豊科・堀金地域
		【第2調査班】 家屋担当係長 土地担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事。 2 災害に伴う税の相談に関する事。 3 被災状況調書の作成に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 被害調査：穂高・明科地域
第3副部長 収納課長	第4副部長	【第3調査班】 管理係長 整理担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事。 2 災害に伴う税の相談に関する事。 3 被災状況調書の作成に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 被害調査：三郷地域
		【管財班】	1 災害対策購入資機材の検収に関する事。

市民生活部本部			
部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
市民生活部長			
	第1副部長 地域づくり課長	<b>【指揮班】</b> まちづくり推進担当係長  <b>【庶務班】</b> 生活安全係長 移住定住推進係長 空家活用係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 <u>関係部班への連絡調整に関する事。</u> 3 部内 <u>の災害情報収集及び伝達</u> に関する事。 4 <u>課内施設の災害対策に関する事。</u> 5 <u>被災地の区長等との連絡に関する事。</u> 6 <u>弁護士会・行政書士会等との連絡調整に関する事。</u> 7 <u>交通安全・防犯関係団体等との連絡に関する事。</u>
	第2副部長 移住定住推進課長	<b>【指揮班】</b> 各支所長	1 <u>指揮本部との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>関係部班への連絡調整に関する事。</u> 3 <u>部内本部との連絡調整に関する事。</u> 4 <u>現地対策本部の設置・運営に関する事。</u> 5 <u>各支所所在庁者の避難誘導及び安全確保に関する事。</u> 6 <u>支所管内の災害情報の収集、整理、伝達に関する事。</u> 7 <u>支所管内の災害初期対応に関する事。</u>
	第3副部長 市民課長	<b>【庶務班】</b> 市民担当係長	1 災害見舞金の支給に関する事。 2 災害救護資金の貸付に関する事。 3 遺体処理、葬祭に関する事。 4 被災者名簿の作成に関する事。 5 苦情処理に関する事。
	第4副部長 環境課長	<b>【環境政策班】</b> 環境政策担当係長	1 所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事。 2 災害時の公衆衛生に関する事。 3 災害による公害被害に関する事。

	財産管財課長	管財担当係長 庁舎管理係長	2 <u>応急・復旧資材の調達に関する事。</u> 3 <u>市有財産の被害状況及び管理に関する事。</u>
		<b>【施設班】</b> 施設経営担当係長	1 <u>応急・復旧資材の契約に関する事。</u> 2 <u>仮設住宅の建設地の確保に関する事。</u> 3 <u>仮設住宅の用地賃貸契約に関する事。</u>
	第5副部長 会計課長	<b>【会計班】</b> 出納係長 審査係長	1 <u>指揮本部との連絡調整に関する事。</u> 2 <u>義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関する事。</u> 3 <u>災害対策経費の出納に関する事。</u>

市民生活部本部			
部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
市民生活部長			
	第1副部長 地域づくり課長	<b>【指揮班】</b> まちづくり推進係長  <b>【庶務班】</b> 生活安全係長 市民相談室長 豊科地域係	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 <u>部内の災害情報収集及び伝達</u> に関する事。 3 部内 <u>施設の災害対策</u> に関する事。 4 <u>災害地区、区長等との連絡に関する事。</u> 5 <u>関係機関・団体等との連絡調整に関する事。</u> 6 <u>被災地の警戒及び交通規制に関する事。</u>
	第2副部長 市民課長	<b>【庶務班】</b> 市民担当係長	1 災害見舞金の支給に関する事。 2 災害救護資金の貸付に関する事。 3 遺体処理、葬祭に関する事。 4 被災者名簿の作成に関する事。 5 苦情処理に関する事。
	第3副部長 環境課長	<b>【生活環境班】</b> 環境政策係長 環境保全担当係長	1 所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事。 2 災害時の公衆衛生に関する事。 3 災害による公害被害に関する事。 4 仮設トイレの設置、管理に関する事。 5 業者、他市町村への処理協力要請に関する事。
	第4副部長 廃棄物対策課長	<b>【廃棄物対策班】</b> 廃棄物対策担当係長	1 被災地の廃棄物状況調査、 <u>処理計画</u> に関する事。 2 <u>危険物等の事故調査に関する事。</u>
	第5副部長 穂高地域課長 第6副部長 三郷地域課長 第7副部長 堀金地域課長 第8副部長 明科地域課長	<b>【庶務班】</b> 支所地域担当係長	1 <u>現地対策本部に関する事。</u> 2 <u>部内本部との連絡調整に関する事。</u> 3 <u>在庁者の避難誘導及び安全確保に関する事。</u> 4 <u>支所管内の災害情報の収集、整理、伝達に関する事。</u> 5 <u>市民からの電話対応に関する事。</u> 6 <u>被災者の相談に関する事。</u> 7 <u>支所管内の災害初期対応に関する事。</u> 8 <u>関係部局への連絡調整に関する事。</u>

			4 仮設トイレの設置、管理に関する事。 5 業者、他市町村への処理協力要請に関する事。
		【廃棄物対策班】 環境保全係長 資源循環推進担当係長	1 被災地の廃棄物状況調査、 <u>仮置き場の確保、開設、運営、住民への依頼及びボランティアへの情報提供に関する事。</u> 2 <u>災害廃棄物処理の総合調整に関する事。</u> 3 <u>災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事。</u> 4 <u>災害廃棄物処理事業補助金に関する事。</u> 5 <u>災害廃棄物処理の契約事務に関する事。</u> 6 <u>災害廃棄物の現認・安全確保等に係る事。</u> 7 <u>危険物等の事故調査に関する事。</u>

			9 <u>安曇野市公民館条例第2条に規定する分館の指定緊急避難場所及び指定避難所施設の開設・管理に関する事。</u>
--	--	--	--

福祉部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
福祉部長	第1副部長 福祉課長	【指揮班】 福祉政策担当係長 【生活支援班】 生活支援担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 3 要配慮者に関する事。 4 福祉避難所設置運営に関する事。 5 <u>生活必需品および食品の給付に関する事。</u> 6 日赤奉仕団の要請に関する事。 7 義援金、義援物資の配分に関する事。
	第2副部長 高齢者介護課長	【高齢者介護支援班】 長寿福祉係長 介護保険担当係長 認定調査係長 介護予防担当係長	1 <u>被災者相談所の開設に関する事。</u> 2 <u>社会福祉施設への情報伝達、被害調査、応急対策に関する事。</u> 3 <u>要配慮者に関する事。</u> 4 <u>部内の応援に関する事</u>
	第3副部長 障がい者支援課長	【障がい者支援班】 障がい福祉担当係長 支援給付担当係長	1 <u>災害ボランティアセンター開設調整に関する事。</u> 2 <u>要配慮者に関する事。</u> 3 <u>部内の応援に関する事。</u>

福祉部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
福祉部長	第1副部長 長寿社会課長	【指揮班】 福祉政策担当係長 【庶務班】 長寿福祉係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 3 要配慮者に関する事。 4 福祉避難所設置運営に関する事。 5 <u>炊き出しに関する事。</u> 6 日赤奉仕団の要請に関する事。 7 義援金、義援物資の配分に関する事。
	第2副部長 福祉課長	【生活支援班】 障がい福祉担当係長 生活支援担当係長	1 <u>生活必需品および食品の給与に関する事。</u> 2 <u>ボランティアに関する事。(登録、派遣、受入れ等)</u> 3 <u>社会福祉施設への情報伝達、被害調査、応急対策に関する事。</u> 4 <u>部内の応援に関する事。</u>
	第3副部長 子ども支援課長	【施設班】 児童係長 保育担当係長 【保育班】 認定こども園長	1 <u>部内施設の災害対策に関する事。</u> 2 <u>部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。</u> 3 <u>部内の応援に関する事。</u> 1 <u>避難誘導に関する事。</u> 2 <u>保育園の災害対応に関する事。</u>

保健医療部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
保健医療部長	第1副部長 健康推進課長	【指揮班】 健康推進担当係長 【保健予防班】 健康支援担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内施設の災害対策に関する事。 3 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 4 本部医務班及び医療救護所の設置に関する事。

保健医療部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
保健医療部長	第1副部長 健康推進課長	【指揮班】 健康推進担当係長 【保健予防班】 健康支援担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部内施設の災害対策に関する事。 3 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 4 本部医務班及び医療救護所の設置に関する事。

			5 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する こと。 6 医師会等医療関係機関への要請に関する こと。 7 医療救護所の医薬品、衛生材料、救護資機材の 確保に関する こと。 8 被災地の消毒に関する こと。 9 感染症対策に関する こと。 10 感染症対応資機材の確保に関する こと。
第2副部長 国保年金課長	【応援班】 国保年金担当係長	1 <u>指揮本部の支援</u> 2 部内の応援に関する こと。	

			5 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する こと。 6 医師会等医療関係機関への要請に関する こと。 7 医療救護所の医薬品、衛生材料、救護資機材の 確保に関する こと。 8 被災地の消毒に関する こと。 9 感染症対策に関する こと。 10 感染症対応資機材の確保に関する こと。
第2副部長 介護保険課長	【介護保険班】 介護保険担当係長 認定調査係長 介護予防担当係長	1 <u>被災者相談所の開設に関する          こと。</u> 2 <u>要配慮者の対応に関する          こと。</u>	
第3副部長 国保年金課長	【総務班】 国保年金担当係長	1 <u>避難所の運営管理に関する          こと。</u> 2 部内の応援に関する こと。	

農林部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
農林部長	第1副部長 農政課長	【指揮班】 農業政策係長 【庶務班】 生産振興担当係長 農村振興担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する こと。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する こと。 3 部内施設の災害対策に関する こと。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する こと。 5 農作物、農地、農畜産施設等の被害情報及び被害 調査に関する こと。 6 被災者の営農資金融資に関する こと。 7 農機具、農薬等の確保に関する こと。 8 農業共済金に関する こと。 9 外部団体との連絡調整に関する こと。 10 部所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する こと。
			第2副部長 耕地林務課長
	第3副部長 農業委員会事務局長	【応援班】 農業委員会事務局次長	1 部内の応援に関する こと。

農林部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
農林部長	第1副部長 農政課長	【指揮班】 農業政策係長 【庶務班】 生産振興担当係長 集落支援担当係長 マーケティング担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する こと。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する こと。 3 部内施設の災害対策に関する こと。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する こと。 5 <u>食料品等の備蓄、調達及び供給に関する            こと。</u> 6 農作物、農地、農畜産施設等の被害情報及び被害 調査に関する こと。 7 被災者の営農資金融資に関する こと。 8 農機具、農薬等の確保に関する こと。 9 農業共済金に関する こと。 10 外部団体との連絡調整に関する こと。 11 所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する こと。
			第2副部長 耕地林務課長
	第3副部長 農業委員会事務局 長	【応援班】 農業委員会事務局次長	1 <u>農業関係の苦情に関する            こと。</u> 2 部内の応援に関する こと

商工観光スポーツ部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
商工観光スポーツ部長	第1副部長 商工労政課長	【指揮班】 商工労政担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 商工業施設等の災害対策、被害調査、復旧に関する事。 6 商工業事業資金の融資に関する事。
		【観光班】 観光促進担当係長 観光施設担当係長	1 要配慮者（観光客）の対応に関する事。 2 部所管施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 3 部内の応援に関する事。
	第3副部長 スポーツ推進課長	【施設班】 スポーツ推進担当係長	1 <u>社会体育施設に係る指定避難所施設の開設・管理に関する事。</u> 2 <u>災害対策本部指揮本部の支援</u>

都市建設部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
都市建設部長	第1副部長 建設整備課長	【指揮班】 建設政策担当係長	【指揮班】 1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 <u>輸送及び建設業者等への協力要請に関する事。</u>
		【建設班】 建設整備担当係長	【建設班】 1 障害物の除去に関する事。 2 <u>緊急交通路の確保に関する事。</u> 3 <u>土木施設の被害調査に関する事。</u> 4 <u>道路、橋梁、堤防、河川、水路等の応急処置・復旧に関する事。</u>
	第2副部長 維持管理課長	【建設班】 維持担当係長	1 障害物の除去に関する事。 2 <u>街路樹の補修等応急対策に関する事。</u> 3 緊急交通路の確保及び指定に関する事。 4 緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等に関する事。 5 <u>土砂災害等の被害調査、復旧に関する事。</u> 6 <u>輸送及び建設業者等への協力要請に関する事。</u>
		【庶務班】 管理登記担当係長	【庶務班】 1 <u>災害対策用資機材の調達に関する事。</u> 2 <u>土木施設被害の情報収集報告及び苦情処理に関する事。</u> 3 <u>緊急交通路、迂回路等の交通規制に関する事。</u>
	第3副部長 都市計画課長	【都市計画班】 計画係長 都市整備係長 公園緑地担当係長	1 都市公園施設の被害対策、被害調査、復旧に関する事。 2 <u>都市公園</u> 避難所施設の営繕に関する事。 3 部内の応援に関する事。

商工観光部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
商工観光部長	第1副部長 商工労政課長	【指揮班】 商工労政係長 【庶務班】 産業立地支援係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 商工業施設等の災害対策、被害調査、復旧に関する事。 6 商工業事業資金の融資に関する事。
		第2副部長 観光交流促進課長	【観光班】 観光交流促進担当係長 拠点維持整備係長

都市建設部本部			
部長	副部長	班 長	分 掌 事 務
都市建設部長	第1副部長 監理課長	【指揮班】 庶務係長 【庶務班】 国県事業推進担当係長 管理登記担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 <u>災害対策用資機材の調達に関する事。</u> 6 <u>県への復旧資機材の要求に関する事。</u> 7 <u>土木施設の被害状況調査及び苦情処理に関する事。</u> 8 <u>道路、橋梁の被害対策、被害調査に関する事。</u> 9 <u>道路、橋梁、堤防、河川、水路等の応急処置に関する事。</u>
		第2副部長 建設課長	【建設班】 建設担当係長 維持担当係長
	第3副部長 都市計画課長	【都市計画班】 計画係長 都市整備係長 公園緑地係長	1 都市公園施設の被害対策、被害調査、復旧に関する事。 2 避難所施設の営繕に関する事。 3 部内の応援に関する事。
			第4副部長 建築住宅課長

	第4副部長 建築住宅課長	【建築住宅班】 建築景觀係長 開発調整係長 住宅係長	1 応急危険度判定に関する事。 2 市営住宅の被害対策、被害調査、復旧に関する事。 3 仮設住宅建設の調整に関する事。 4 仮設住宅関係調書の作成に関する事。
--	-----------------	-------------------------------------	--

		開発調整係長 住宅係長	3 仮設住宅建設の調整に関する事。 4 仮設住宅関係調書の作成に関する事。
--	--	----------------	--

上下水道部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
上下水道部長	第1副部長 経営管理課長	【指揮班】 庶務担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部所管施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 4 <u>災害復旧関係機関及び協定締結団体との調整及び応援要請</u> に関する事。 5 県及び関係機関への協力要請に関する事。 6 断水等の広報活動に関する事。
		【上水道班】 管理係長 工務係長 維持係長	1 上水道施設の災害対策・被害調査及び復旧に関する事。 2 被災者への給水対策に関する事。 3 <u>関係機関・団体等との連絡調整</u> に関する事。 4 復旧資機材の確保及び調達に関する事。
	第3副部長 下水道課長	【下水道班】 下水道担当係長	1 下水道施設の災害対策・被害調査及び復旧に関する事。 2 <u>関係機関・団体等との連絡調整</u> に関する事。 3 <u>復旧資機材の確保及び調達</u> に関する事。

上下水道部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
上下水道部長	第1副部長 経営管理課長	【指揮班】 庶務担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 <u>関係機関・団体等との連絡調整</u> に関する事。 5 県及び関係機関への協力要請に関する事。 6 断水等の広報活動に関する事。
		【上水道班】 管理係長 工務係長 維持係長	1 上水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 2 被災者への給水対策に関する事。 3 <u>指定工事店への協力要請</u> に関する事。 4 復旧資機材の確保及び調達に関する事。
	第3副部長 下水道課長	【下水道班】 維持管理担当係長 下水道整備係長	1 下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事。 2 <u>仮設トイレの確保</u> に関する事。 3 <u>関係機関・団体等との連絡調整</u> に関する事。 4 復旧資機材の確保及び調達に関する事。

教育部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
教育部長	第1副部長 学校教育課長	【指揮班】 教育総務係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 学校教育施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事。
		【庶務班】 教育指導室長 学校庶務担当係長 学校教育担当係長	6 <u>児童・生徒等の避難及び被災調査</u> に関する事。 7 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 8 学用品の給付に関する事。 9 PTA等への協力要請に関する事。 10 災害時の応急教育に関する事。

教育部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
教育部長	第1副部長 学校教育課長	【指揮班】 教育総務係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事。 3 部内施設の災害対策に関する事。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 5 学校教育施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事。
		【庶務班】 教育指導室長 学校庶務担当係長 学校教育係長	6 <u>断水等の広報活動</u> に関する事。 7 園児、児童、生徒の避難及び被災調査に関する事。 8 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 9 学用品の給与に関する事。 10 PTA等への協力要請に関する事。

	第2副部長 <u>学校給食課長</u>	【学校給食班】 学校給食担当係長	1 災害時の学校給食に関する事 2 学校給食施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 3 部内の応援に関する事				11 災害時の応急教育に関する事		
	第3副部長 生涯学習課長	【社会教育班】 社会教育係長	1 社会教育施設に係る指定避難所施設の開設・管理に関する事 2 <u>課所管施設</u> の災害対策、被害調査、復旧に関する事				【学校給食班】 学校給食担当係長	1 災害時の学校給食に関する事 2 学校給食施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 3 部内の応援に関する事	
	第4副部長 文化課長	【文化班】 文化振興担当係長 文化財保護係長 博物館担当係長 図書館係長	1 <u>課所管施設</u> の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 2 指定避難所施設の開設・管理に関する事 3 部内の応援に関する事				第2副部長 生涯学習課長	【社会教育班】 社会教育担当係長 <u>スポーツ推進担当係長</u>	1 社会教育施設、 <u>社会体育施設等</u> 、指定避難所施設の開設・管理に関する事 2 <u>社会教育施設及び社会体育施設</u> の災害対策、被害調査、復旧に関する事 3 <u>指定避難所施設の開設・管理に関する事</u>
	第5副部長 <u>子ども家庭支援課長</u>	【子ども支援班】 <u>子ども子育て政策係長</u> <u>子育て給付係長</u> <u>子ども家庭相談担当係長</u> <u>児童青少年係長</u>	1 <u>子どもの相談に関する事</u> 2 <u>部関係の災害情報の収集・伝達に関する事</u> 3 <u>部内の応援に関する事</u> 4 <u>課所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事</u>				第3副部長 文化課長	【文化班】 文化振興係長 文化財保護係長 博物館係長 <u>【施設班】</u> 図書館係長	1 <u>文化施設</u> の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 2 部内の応援に関する事 3 <u>図書館、交流文化施設</u> の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 4 <u>指定避難所施設の開設・管理に関する事</u>
	第6副部長 <u>こども園幼稚園課長</u>	【こども園幼稚園班】 保育幼稚園担当係長	1 <u>園児等の避難誘導に関する事</u> 2 <u>こども園、幼稚園施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事</u> 3 <u>福祉避難所の開設・管理に関する事</u>						
<u>議会事務局</u>									
<u>部長</u>	<u>副部長</u>	<u>班長</u>	<u>分掌事務</u>						
<u>議会事務局長</u>	<u>議会事務局次長</u>	【議会班】 庶務係長 議事係長	1 <u>市議会の連絡調整に関する事</u> 2 <u>災害視察者及び見舞い者の対応に関する事</u>						



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第4節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p><u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</li> <li>災害時に速やかな応援体制を整える。</li> <li>応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</li> <li>応援活動に伴う経費を負担する。</li> </ol> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 広域相互応援活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</li> <li>災害<b>覚知</b>時に速やかな応援体制を整える。</li> <li>応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</li> <li>応援活動に伴う経費を負担する。</li> </ol> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】  (市:総務部、県:危機管理部、関係各部署)</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、<u>災害時</u>は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p>	<p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】  (市:総務部、県:危機管理部、関係各部署)</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、<u>大規模災害等の発生を  覚知したとき</u>は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由																																																																																																														
<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。<u>また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td><u>レオナルド式 AW139型</u></td> <td><u>17 (14)</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td><u>レオナルド式 AW139型</u></td> <td><u>17 (14)</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等 ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプ ター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">危機管理部 (消防課)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警察本部 (警備第二課)</div> </div>	名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○	広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○		海上保安庁ヘリコプ ター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<p><b>第5節 ヘリコプターの運用計画</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像 伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td><u>ユーロコプター AS365N3</u></td> <td><u>13</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td><u>アグスタAW139</u></td> <td><u>17</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等 ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコブ ター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">危機管理部 (消防課)</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">警察本部 (警備第二課) → <u>(地域課)</u></div> </div>	名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター AS365N3</u>	<u>13</u>	○		○	○	<u>アグスタAW139</u>	<u>17</u>	○		○	○	広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○		海上保安庁ヘリコブ ター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ	各種	6					<p>県の計画の変更に合わせて修正</p> <p>警察本部による修正</p> <p>国の「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の改正に伴う修正</p>
名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○																																																																																																										
	<u>レオナルド式 AW139型</u>	<u>17 (14)</u>	○		○	○																																																																																																										
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコプ ター	各種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																														
名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像 伝送																																																																																																										
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																																																																										
県警ヘリコプター	<u>ユーロコプター AS365N3</u>	<u>13</u>	○		○	○																																																																																																										
	<u>アグスタAW139</u>	<u>17</u>	○		○	○																																																																																																										
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																										
自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○																																																																																																											
海上保安庁ヘリコブ ター	各種	各種	○		○																																																																																																											
ドクターヘリ	各種	6																																																																																																														

3 広域航空消防応援等ヘリコプター

(2) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市

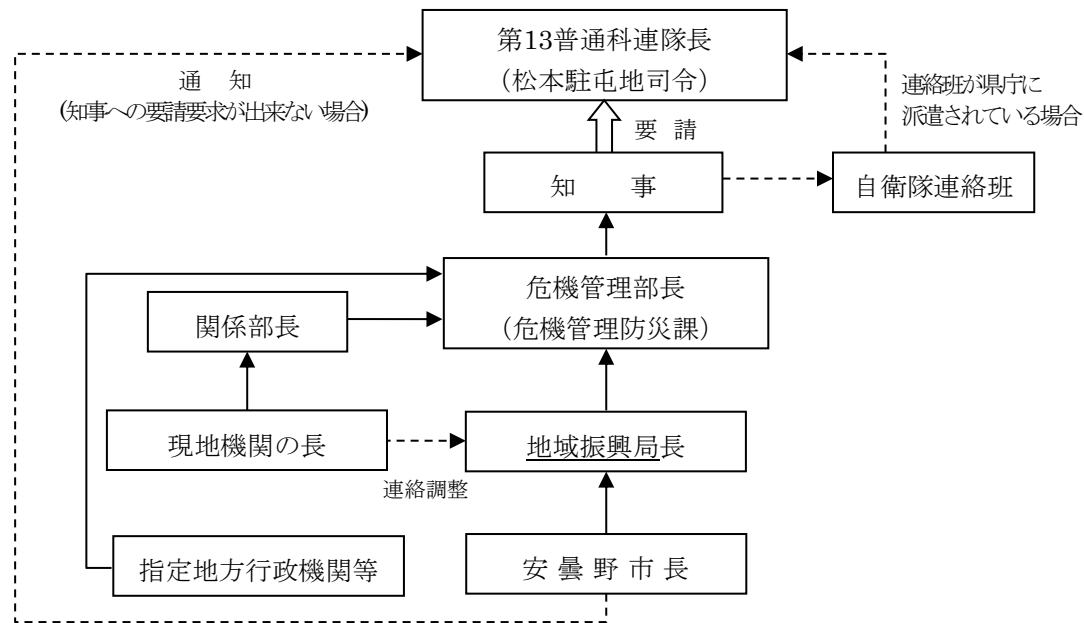
(3) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(略)

4 自衛隊ヘリコプター

要請については、別節「自衛隊災害派遣活動」による。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

(2) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市

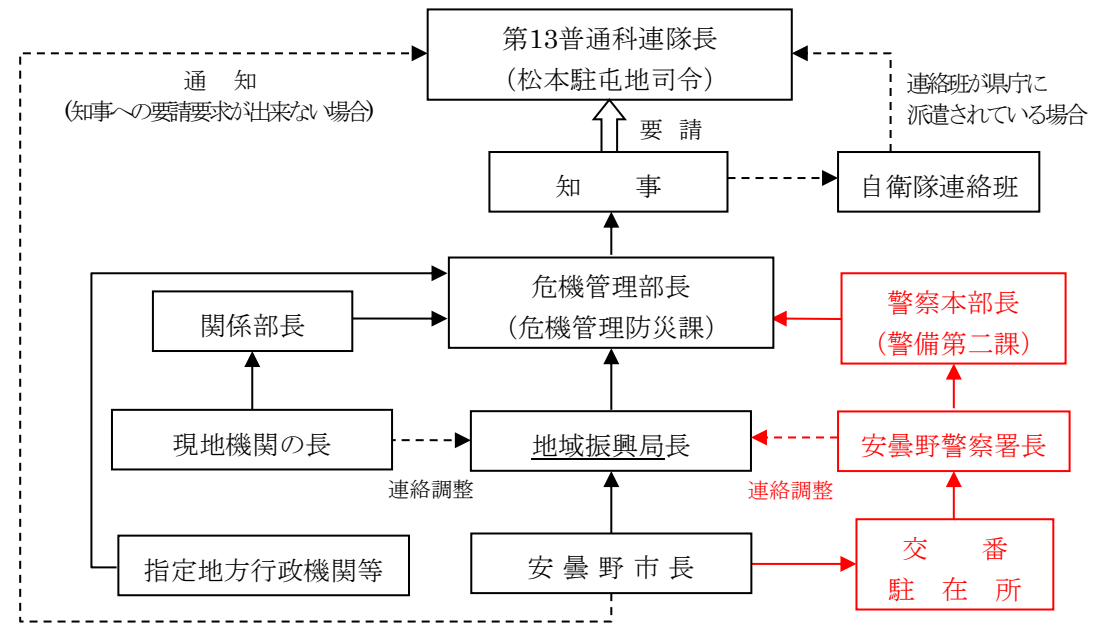
(3) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(略)

4 自衛隊ヘリコプター

要請については、別節「自衛隊災害派遣活動」による。



警察を削除

修正後	修正前	修正理由																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第6節 自衛隊災害派遣活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 派遣の要請</p> <p>自衛隊の救援活動の具体的内容(災害派遣を要請できる範囲)は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" data-bbox="261 768 1341 1864"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索、救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護、防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水、入浴支援</td> <td>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は 譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去	応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送	給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援	救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置	<p style="text-align: center;"><b>第6節 自衛隊災害派遣活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 派遣の要請</p> <p>自衛隊の救援活動の具体的内容(災害派遣を要請できる範囲)は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1478 768 2558 1864"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索、救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護、防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は 譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去	応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水	救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置	<p>国の防災基本計 画に合わせた修 正</p>
項目	内容																																																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																					
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助																																																					
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助																																																					
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動																																																					
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力																																																					
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去																																																					
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送																																																					
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援																																																					
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与																																																					
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去																																																					
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置																																																					
項目	内容																																																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																					
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助																																																					
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助																																																					
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動																																																					
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力																																																					
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去																																																					
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送																																																					
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水																																																					
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与																																																					
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去																																																					
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置																																																					

(イ) 派遣要請手続

市長は1(2)ア(ア)bの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求める。

(略)

イ 【県が実施する対策】(全部局)

(ア) 派遣の要請

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容(災害派遣を要請できる範囲)は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送
<u>給食及び給水、入浴支援</u>	被災者に対する <u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置

(略)

(イ) 派遣要請手続

市長は1(2)ア(ア)bの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求める。

(略)

イ 【県が実施する対策】(全部局)

(ア) 派遣の要請

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容(災害派遣を要請できる範囲)は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

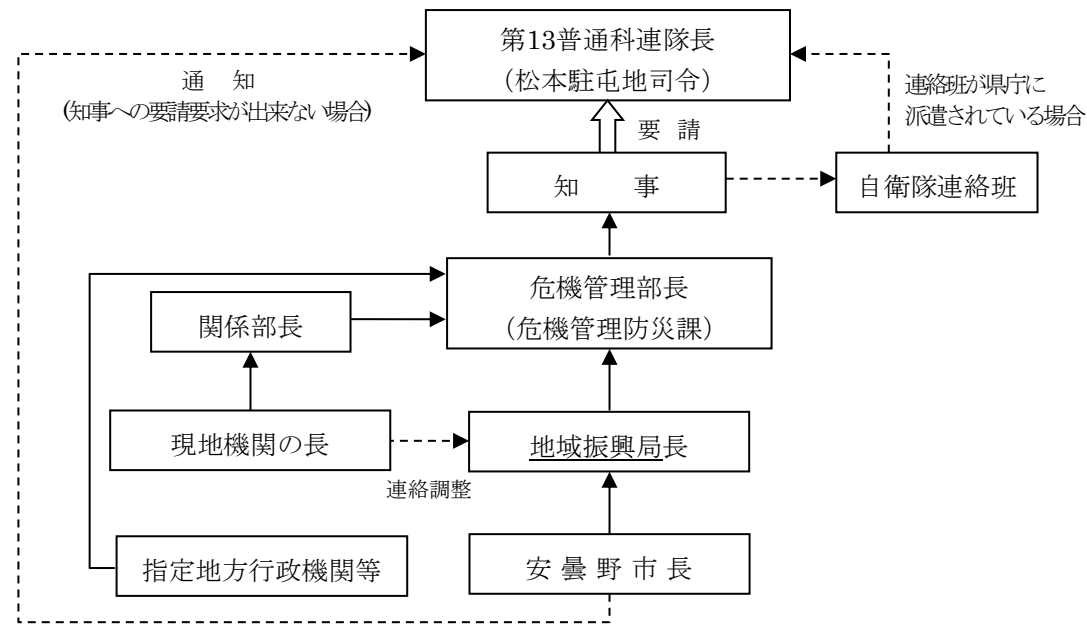
項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等 の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対する <u>炊飯</u> 及び給水
救援物資の無償貸与又は 譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関す る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災 者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置

(略)

警察の削除

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續き系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手續

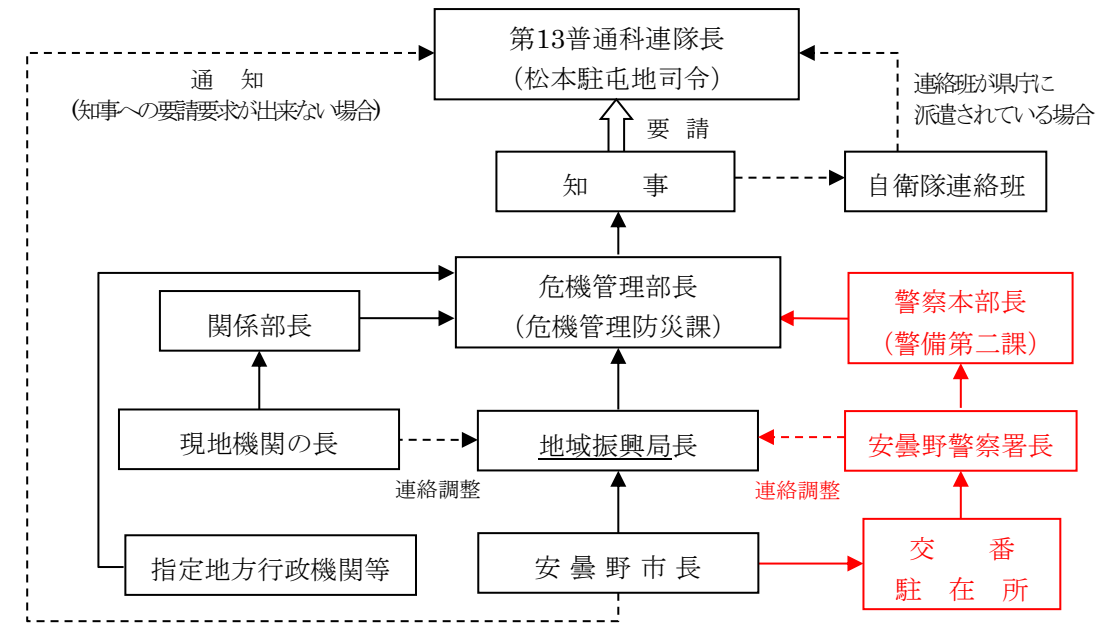
(削除)

b 本庁における措置

- (a) 関係部局長は、上記 a により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續き系統は、次表のとおりである。



警察を削除

(エ) 派遣要請手續

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地域振興局長と連絡調整を行い警察本部長 (警備第二課) に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

c 本庁 (警察本部を含む) における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求 もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

修正後	修正前	修正理由																				
<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p><u>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>(コ) 救護班等の業務内容</p> <table border="1" data-bbox="341 993 1264 1581"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所の開設、運営</td> <td rowspan="7">医師・歯科医師・薬剤師・看護師・<u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員</td> </tr> <tr> <td>トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示</td> </tr> <tr> <td>軽症患者への応急対策</td> </tr> <tr> <td>医務班との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>医薬品・衛生材料の要請</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティアの要請・調整</td> </tr> <tr> <td>搬送の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。</p>	項目	対応策	医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ <u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員	トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	軽症患者への応急対策	医務班との連絡調整	医薬品・衛生材料の要請	一般ボランティアの要請・調整	搬送の調整	<p style="text-align: center;"><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】</p> <p>(コ) 救護班等の業務内容</p> <table border="1" data-bbox="1555 993 2478 1581"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護所の開設、運営</td> <td rowspan="7">医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員</td> </tr> <tr> <td>トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示</td> </tr> <tr> <td>軽症患者への応急対策</td> </tr> <tr> <td>医務班との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>医薬品・衛生材料の要請</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティアの要請・調整</td> </tr> <tr> <td>搬送の調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。</p>	項目	対応策	医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員	トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	軽症患者への応急対策	医務班との連絡調整	医薬品・衛生材料の要請	一般ボランティアの要請・調整	搬送の調整	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>対応策に追加</p>
項目	対応策																					
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ <u>柔道整復師・助産師</u> 市職員・事務職員																					
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示																						
軽症患者への応急対策																						
医務班との連絡調整																						
医薬品・衛生材料の要請																						
一般ボランティアの要請・調整																						
搬送の調整																						
項目	対応策																					
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員																					
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示																						
軽症患者への応急対策																						
医務班との連絡調整																						
医薬品・衛生材料の要請																						
一般ボランティアの要請・調整																						
搬送の調整																						



<p>(ロ) <u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>(ヲ) 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p> <p>(シ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。</p> <p>(ス) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。</p> <p>(セ) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(ソ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内2か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) <u>(一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(ロ) 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p> <p>(ヲ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。</p> <p>(シ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。</p> <p>(ス) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>(セ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>施設の統合に伴う修正</p> <p>正式名称へ修正</p> <p>新たに連携協定を締結したため追加</p>
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(ア) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民等は、<u>災害時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。</p> <p>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ア) 洪水警戒時における措置</p> <p><u>予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 消防活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</p> <p>(ア) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民等は、<u>災害発生時</u>には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。</p> <p>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 【ダム・水門等の管理者が実施する対策】</p> <p>(ア) 洪水警戒時における措置</p> <p><u>管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p> <p>実施する対策を実態に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害時には</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光<u>スポーツ</u>部)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認                  市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。                  なお<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>ｃ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供                  福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。  <u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(オ) 災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣                  市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> の派遣を要請する。</p> <p>ウ 【関係機関等が実施する対策】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認                  避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  <u>災害が発生した際</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光部)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認                  市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。                  なお<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p>ｃ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供                  福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)</p> <p>(オ) 災害派遣福祉チームの派遣                  市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チームの派遣を要請する。</p> <p>ウ 【関係機関等が実施する対策】</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認                  避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

<p>なお<u>災害時</u>において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>なお<u>発災時</u>において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）</p> <p>(ア) <b>災害時</b>は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 緊急輸送活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）</p> <p>(ア) <b>発災時</b>は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。                      その際、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。                      特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため<u>避難情報の伝達</u>や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p> <p><b>第2 主な活動</b>                      1 <u>避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 避難受入及び情報提供活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。                      その際、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。                      特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p> <p><b>第2 主な活動</b>                      1 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせた修正</p>

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(図を削除)

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○ 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 <small>(下段: 国管理河川の 洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段: 洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報		
5 相当	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 <small>(必ず発令されるものではない)</small>	5 相当 氾濫発生情報 危険度分布: 黒 <small>(氾濫している可能性)</small>	大雨特別警報 <small>(浸水害)※2</small>	大雨特別警報 <small>(土砂災害)</small>	高潮氾濫発生情報※3	
4 相当	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(令和3年の災対法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)</small>	4 相当 氾濫危険情報 危険度分布: 紫 <small>(氾濫危険水位超過相当)</small>	危険度分布: うす紫 <small>(非常に危険)※4</small>	内水氾濫 危険情報 <small>(水位階下下道 にはたいては危険な 情報)</small>	土砂災害警戒情報 危険度分布: うす紫 <small>(非常に危険)※4</small>	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3 相当	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※6	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 危険度分布: 赤 <small>(避難判断水位超過相当)</small>	洪水警報 危険度分布: 赤 <small>(警戒)</small>		大雨警報(土砂災害) 危険度分布: 赤 <small>(警戒)</small>	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2 相当	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2 相当 氾濫注意情報 危険度分布: 黄 <small>(氾濫注意水位超過)</small>	危険度分布: 黄 <small>(注意)</small>		危険度分布: 黄 <small>(注意)</small>	
1 相当	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1 相当				

※高齢者等以外の人にも、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報 (市町村に対し関係機関からメニュー型で提供される情報)  
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報 (市町村が自ら確認する必要がある情報)

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○ 「高齢者等避難」

高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

文言の修正

長野地方気象  
台による修正

災害対策基本  
法の記載  
に合わせて修  
正

国の防災基本  
計画に  
合わせて修正

を呼びかける行為をいう。

○ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所）

b 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(イ) 警察官の行う措置

a 指示

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き 又は緊急安全確保措置を指示する。

エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の時期

上記ウ(ア) a (a)～(m)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

4 避難所の開設・運営

(1)基本方針

ア 【市が実施する対策】（全部局）

(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(オ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護

○ 「避難指示」

居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合

(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所）

b 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(イ) 警察官の行う措置

a 指示

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の時期

上記ウ(ア) a (a)～(k)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

4 避難所の開設・運営

(1)基本方針

ア 【市が実施する対策】（全部局）

(新設)

(新設)

(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(ウ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

誤字修正



<p>する。</p> <p>(カ) 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>避難者</u>等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p><u>(カ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる</u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ス) <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>(エ) 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>被災者</u>等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	
---	---	--

(セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

イ 【県が実施する対策】

(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(危機管理課)

(ア) 広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。  
なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を

(コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

イ 【県が実施する対策】

(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

(ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。

(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 広域避難の対応

a 協議及び調整市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在に

(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。

(エ) 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。

(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。

(イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。

<p><u>ついて助言を行うものとする。</u></p> <p><u>c 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p><u>県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】</u></p> <p><u>(7) 活動実施</u></p> <p><u>運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難者への情報提供</u></p> <p><u>関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ウ) <u>(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</u></p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。</p> <p>a <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p> <p><u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p> <p><u>なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、<u>(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会</u>との協定に基づき住宅建設を要請する。</p>	<p><u>(ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ウ) <u>(一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。</u></p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。<u>(建設部)</u></p> <p>a <u>民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p>	<p>正式な団体名称を記載</p> <p>応急仮設住宅の提供の記載であることを明確化</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>今年度締結した協定者を反映</p>
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、商工観光<u>スポーツ部</u>、<u>危機管理課</u>)</p> <p><u>(7) 市は、計画等で定められた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県（地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</u></p> <p><u>(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p><u>(シ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第14節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、商工観光部、<u>総務部</u>)</p> <p>市は、計画等で定められた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>近隣市町村及び</u>県（地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>物資調達・輸送調整等支援システムを用いた要請フローを反映</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。  このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。  なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</u></p> <p><b>第3 活動の内容</b>  2 生活必需品の供給  (2) 実施計画  イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)  市町村の要請に基づき、迅速に供給する。  <u>また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u>  輸送の方法については、本章第9節「緊急輸送活動」による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>  災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。  このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。  なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p><b>第3 活動の内容</b>  2 生活必需品の供給  (2) 実施計画  イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)  市町村の要請に基づき、迅速に供給する。  輸送の方法については、本章第9節「緊急輸送活動」による。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。</p> <p style="color: red;">さらに、<u>歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、<b>災害時</b>においては、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をおこなう。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、<u>管理栄養士及び歯科衛生士</u>を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(保健医療部、市民生活部)</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(保健医療部、市民生活部)</p> <p>(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練 (<u>点検を含む。</u>)、機材の確保を図る。</p> <p>(オ) <b>災害時</b>は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(カ) 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p style="color: red;">加えて、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b></p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、<b>災害発生時</b>においては、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をおこなう。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(保健医療部、市民生活部)</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(保健医療部、市民生活部)</p> <p>(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練 (<u>含点検</u>)、機材の確保を図る。</p> <p>(オ) <b>災害発生時</b>は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(カ) 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>点検を含む。</u>）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機材に対し指示を行う。</p> <p>(オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒、<u>ねずみ族</u>や昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。</p> <p>なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。</p> <p><u>(コ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。</u></p>	<p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>含点検</u>）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機材に対し指示を行う。</p> <p>(オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒<u>や</u>ねずみ族、<u>昆虫</u>等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。</p> <p>なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	-------------------------------------



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>遺体の捜索及び対応</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2)【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>キ 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>身元を明らかにすることができない遺体は、当該遺体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において</u>、死体取扱規則第5条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書(多数死体見分調書)を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>遺体の捜索及び対応</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2)【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>キ 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>本籍地の不明な遺体は</u>、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書(多数死体見分調書)を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。</p>	<p>警察本部による修正</p>

修正後				修正前				修正理由
第19節 廃棄物の処理活動				第19節 廃棄物の処理活動				所在地等の変更
第3 活動の内容				第3 活動の内容				
1 ごみ、し尿処理対策				1 ごみ、し尿処理対策				
(2) 実施計画				(2) 実施計画				
処理施設及びし尿処理施設				処理施設及びし尿処理施設				
種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力	種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力	
ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1000</u>	じんかい <u>120t</u> /日 <u>2</u> 基 <u>24h</u> 可 動	ごみ	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 <u>1587-8</u>	じんかい <u>150t</u> /日、 <u>3</u> 基 <u>16h</u> 可 動	
			不燃物、 <u>3</u> t/日				不燃物、 <u>7</u> t/日	
し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日	し尿	穂高広域施設組合穂高ク リーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日	

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第21節 危険物施設等応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び県が実施する主な対策】(市：市民生活部)</p> <p>(ア) <u>災害時</u>における連絡(市・県)</p> <p>危険物施設等において<u>災害時</u>における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び松本広域消防局が実施する対策】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(イ) <u>災害時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害時</u>における連絡体制を確立する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第21節 危険物施設等応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 共通事項</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び県が実施する主な対策】(市：市民生活部)</p> <p>(ア) <u>災害発生時等</u>における連絡(市・県)</p> <p>危険物施設等において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市及び松本広域消防局が実施する対策】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(イ) <u>災害発生時等</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における連絡体制を確立する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。</p> <p>また、<b>災害時</b>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><b>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</b></p> <p>ウ 【放送会社が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難<b>情報</b>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。</p> <p>また、<b>災害発生時</b>には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>ウ 【放送会社が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)</p> <p>(ア) 法令に基づく放送送出</p> <p>災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難<b>命令</b>等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p><u>(ア) 市教育部は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育部を通じて指導する。</u></p> <p><u>(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p><u>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市教育部</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、<u>市教育部</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p><u>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(教育委員会)</p> <p><u>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</u></p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。</p> <p>(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、<u>市教育委員会</u>へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、<u>市教育委員会</u>の指導を受けて実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文化財の被災に関する対応について記載を修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部)</p> <p><u>(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(イ) <u>災害時</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害時</u>における連絡体制を確立する。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害時</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】(商工労働部)</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。</p> <p>ウ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。</p> <p>[毒物劇物関係]</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)</p> <p>a <u>災害時</u>に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(市民生活部、松本広域消防局)</p> <p>(イ) <u>災害発生時等</u>における連絡</p> <p>危険物施設において<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>における連絡体制を確立する。</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】</p> <p>b 施設の保安責任者は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</u>は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。</p> <p>[液化石油ガス関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】(商工労働部)</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。</p> <p>ウ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】</p> <p><u>災害発生時</u>に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。</p> <p>[毒物劇物関係]</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)</p> <p>a <u>災害発生時</u>に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第34節 ため池災害応急活動</b></p> <p><b>第2 主な活動</b> 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、<u>関係機関</u>と調整を図る。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 基本方針 ため池が決壊した場合、<u>又は</u>決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3) 【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>ため池管理者は</u>、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が<u>迅速に避難できるよう</u>、速やかに市へ報告する。</p> <p>イ <u>ため池管理者は</u>、堤体に亀裂等が確認され、<u>決壊</u>の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、<u>貯留水</u>を放流する。</p> <p>ウ <u>ため池管理者は</u>、市が実施する応急対策について協力する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第34節 ため池災害応急活動</b></p> <p><b>第2 主な活動</b> 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、<u>に</u>関係機関と調整を図る。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 基本方針 ため池が決壊した場合、<u>もしくは</u>決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3) 【関係機関が実施する対策】</p> <p>ア <u>管理団体において</u>、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の<u>避難が迅速に行えるよう</u>速やかに市へ報告する。</p> <p>イ <u>災害の発生により</u>堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。</p> <p>ウ 市が実施する応急対策について協力する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第35節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(オ) 被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第35節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(オ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。</p>	<p>実際に支障を来す事象について追加。</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第36節 文教活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、<b>災害時</b>においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。                      このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。                      また、認定こども園においても、学校等と同様な措置を講ずる必要があるため、応急保育を実施する。</p> <p><b>第3 活動の内容</b>                      2 応急教育計画                      (2) 実施計画                      ア 【市が実施する対策】（教育部）                      県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。                      (ア) 県教委の指導及び支援を得て、教育部は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<b>災害時</b>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。                      イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）                      (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<b>災害時</b>の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第36節 文教活動</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、<b>災害発生時</b>においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。                      このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。                      また、認定こども園においても、学校等と同様な措置を講ずる必要があるため、応急保育を実施する。</p> <p><b>第3 活動の内容</b>                      2 応急教育計画                      (2) 実施計画                      ア 【市が実施する対策】（教育部）                      県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。                      (ア) 県教委の指導及び支援を得て、教育部は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<b>災害発生時</b>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。                      イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）                      (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、<b>災害発生時</b>の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第37節 飼養動物の保護対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。<u>なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>(3) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】</p> <p>ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、<u>災害時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第37節 飼養動物の保護対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。(健康福祉部、農政部、警察本部)</p> <p>(3) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】</p> <p>ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、<u>災害発生時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、<u>危機管理課</u>)</p> <p><u>(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第38節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、総務部)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第40節 災害救助法の適用</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合(被害のおそれがある場合を含む。)に、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。                      災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救助の実施要領の基準 (概要)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(第23条関係)</p> <p>(2) 応急仮設住宅                              イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>266万6,000円</u>以内とする。                              キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日((オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日)から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項・第4項の規定による期間(2年<u>3月</u>以内以内)とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	救助の実施要領の基準 (概要)	<p>(第23条関係)</p> <p>(2) 応急仮設住宅                              イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>266万6,000円</u>以内とする。                              キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日((オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日)から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項・第4項の規定による期間(2年<u>3月</u>以内以内)とする。</p>
救助の実施要領の基準 (概要)		
<p>(第23条関係)</p> <p>(2) 応急仮設住宅                              イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>266万6,000円</u>以内とする。                              キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日((オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日)から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項・第4項の規定による期間(2年<u>3月</u>以内以内)とする。</p>		

 **第40節 災害救助法の適用**  **第1 基本方針**   市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。   災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。  別表   | 救助の実施要領の基準 (概要)   | |---| | <p>(第23条関係)</p> <p>(2) 応急仮設住宅<br/>                             イ 応急仮設住宅の1戸あたりの規模は29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>249万8,000円</u>以内とする。<br/>                             キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日((オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日)から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第4項の規定による期間(2年以内)とする。</p> | | 災害救助法改正による修正 |

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害応急対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 市が実施する対策（商工観光<u>スポーツ</u>部）</p> <p>ア 観光地での<u>災害時</u>には、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>(2) 市及び県が実施する対策（市：商工観光<u>スポーツ</u>部、県：危機管理部、観光部）</p> <p>ア 観光地での<u>災害時</u>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害応急対策</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 市が実施する対策（商工観光部）</p> <p>ア 観光地での<u>災害発生時</u>には、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>(2) 市及び県が実施する対策（市：商工観光部、県：危機管理部、観光部）</p> <p>ア 観光地での<u>災害発生時</u>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】（市：全部局）</p> <p>災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】（市：全部局）</p> <p>災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】(市：全部局)</p> <p><u>(ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u></p> <p><u>(エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>(オ) 大雨・地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</u></p> <p><u>(カ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</u></p> <p><u>(キ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p><u>(ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。</u></p> <p><u>(ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</u></p> <p><u>(コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。</u></p> <p><u>(サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</u></p> <p><u>(シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 迅速な原状復旧の進め方</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】(市：全部局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ) 大雨・地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</u></p> <p><u>(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</u></p> <p><u>(オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p><u>(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。</u></p> <p><u>(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</u></p> <p><u>(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。</u></p> <p><u>(ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</u></p> <p><u>(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>



<p>の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p>確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。                      また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。  <u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3 活動の内容</b>                      1 住宅対策                      (2) 実施計画                      イ 【県が実施する対策】                      (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）                      被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。                      調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。                      また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。</p> <p><b>第3 活動の内容</b>                      1 住宅対策                      (2) 実施計画                      イ 【県が実施する対策】                      (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）                      被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。                      調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>